

平成30年度

# 豊島区認可保育施設 入園・転園・延長保育のしおり



## ☆認可保育施設とは

保護者が次のような事情のため、乳幼児の保育が必要な場合に、保護者に代わって保育する施設です。

1. 保護者が仕事をしている場合
2. 保護者が出産する場合
3. 保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合
4. 保護者が同居親族等の看護・介護をしている場合
5. 保護者が就学（通学）している場合
6. その他、明らかに保育が必要と認められる場合

以上のような状態となっている場合に限ります。

<ご注意>

- ・「集団保育を体験させてみたい」、「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは入園申込対象になりませんので、ご注意ください。
- ・認可保育施設の入園をご検討になる場合、この冊子をお読みいただき、申込みに必要な書類や手続き締切日についてご確認ください。  
申込み締切日を過ぎてからは、受付できませんので、締切日に間に合うようにご準備ください。

## 豊島区 子ども家庭部 保育課 入園グループ

〒171-8422  
東京都豊島区南池袋2-45-1  
電話 03-3981-1111（代表）  
03-3981-2140（直通）  
FAX 03-3980-5041  
ホームページ  
<http://www.city.toshima.lg.jp>

保育課窓口では  
保育コンシェルジュが  
入園に関するご相談を  
お受けします。  
ぜひお気軽に、お越しください。

# ～ 目次 ～

1. 子ども・子育て支援制度	P. 3
2. 保育の必要性の認定	P. 5
①認定区分 ②認定基準 ③認定の申請方法、「支給認定証」の交付	
3. 認可保育施設について	P. 6
認可保育施設の区分（平成30年度）／平成30年度 クラス年齢表 入園要件 および 期間	
4. 保育時間について	P. 7
認可保育園（区立・公設民営）／認可保育園（私立） 地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）	
5. 申請から入園までの流れ（保育を必要とする場合）	P. 9
6. 平成30年4月入園のご案内	P.10
入園申込み／入園の内定連絡／内定後の流れ	
7. 入園・転園・延長保育の申込み	P.11
各月の申込み締切日、内定連絡日／①入園／②転園／③延長保育（月極め） 保育園の見学および体験保育	
8. 申込みの注意点	P.13
申込み全般について／申込書の記入について 障害のあるお子さん、通院中のお子さんの申込みについて 育児休業中の申込みについて／就労理由で申込みの場合 申込みの取下げ／内定の辞退	
9. 入園申込みに必要な書類	P.15
10. 選考基準	P.18
保育所入所基準指数表／調整指数／同一指数の場合の優先順位	
11. 入所予約制度	P.21
12. 保育料	P.22
基本保育料／延長保育料／基本保育料・延長保育料の滞納について 保育料の減額について／保育料基準表	
13. 入園後の注意点	P.26
家庭状況等の変更／保育の停止／退園／在園要件の確認について	
14. 保育園の運営について	P.27
認可保育園の運営にかかる経費と保育料／園舎の改修予定 区立保育園の民営化について	
15. 認定こども園	P.28
16. 待機児童対策施設	P.29
17. 居宅訪問型保育事業（自宅での保育）	P.30
18. 東京都認証保育所等	P.31
19. その他の保育	P.32
①病後児保育 ②休日保育 ③一時保育 ④ファミリーサポートセンター ⑤短期特例保育 ⑥訪問型病児保育利用料助成制度	
20. よくあるご質問	P.35
21. 豊島区保育施設一覧	P.37
(参考) 地域型保育事業の卒園後の受け入れ連携施設の設定	P.42

# 保護者のみなさまへ

※大切なお知らせです。必ずお読みいただいたうえでお申込みください。

## 《入園申込みについて》

入園については、申請締切時点の家庭の状況等により選考いたします。入園申込み書類提出後、入園月の月末までに「保育の必要性の事由」や「家庭の状況」等申請内容に変更があった場合には、必ず速やかに届出てください。選考時の指数が変わる場合があるため、届出がない場合、選考が不利になったり内定や決定が取消しになることがあります。

## 《新規開設園の取扱いについて》

豊島区では、待機児童対策として認可保育施設の新規開設を順次進めています。現在予定されている新規開設園について、工事の遅れ等の理由により予定通り開設されないことがあります。新規開設園を希望園の候補としてご記入される場合には、開設時期や受入内容が変更となった場合について充分にご考慮のうえ、お申込みください。なお、申込み時に、開設時期が変更となった場合の対応についての「確認書」を必ずご提出いただきます。



## 《保育の必要性の認定について》

保育施設等の利用を希望する場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「支給認定申請書」と認可保育施設の入園申込み時に提出された書類をもとに認定します(5ページ参照)。



# 1. 子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援制度とは、「子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるものです。

平成27年4月の制度開始に伴い、幼稚園・保育園などの利用を希望する場合には、入所の申込みに加えて、利用のための「保育の必要性の認定」の申請が必要になります。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

→ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

## ☆利用できる施設・事業

### 幼稚園

#### 【3歳～就学前】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校  
※新制度へ移行しない園を利用する場合は、認定申請は不要です。

### 認定こども園

#### 【0歳～就学前】（注1）

教育と保育を一体的に行う施設

### 保育所（認可保育園）

#### 【0歳～就学前】

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

### 地域型保育事業（認可事業）

#### 【0～2歳（4月1日現在）】

認可保育園より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

##### ①家庭的保育事業（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員1～5人）を対象にきめ細かな保育を行う

##### ②小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う

##### ③事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する

##### ④居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う

## ☆利用申込み先

### 区立幼稚園

⇒学務課学事グループにお問合せください（注2）。

### 私立幼稚園

#### 認定こども園（教育を希望する場合）

⇒各園に直接お問合せください（注2）。

### 認定こども園（保育を必要とする場合）

⇒入園希望園の所在地の自治体にお問合せください（注1）。

### 保育所（認可保育園）

### 地域型保育事業

#### （家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）

⇒保育課入園グループにて、保育の必要性の認定申請および利用申込みが必要です。

## ☆その他の施設

### ●待機児童対策施設（豊島区千早臨時保育所）

### ●居宅訪問型保育事業

⇒保育課入園グループへお申込みください。

### ●東京都認証保育所等

⇒各施設に直接お問合せください。

注1）認定こども園は、入園の申込み先が施設により異なる場合があります。入園を希望する園の所在地の自治体にお問合せください。

注2）幼稚園を希望する方で、「保育所（認可保育園）」と併願する場合には、それぞれの申込み先へお申込みください。

## ☆保育の必要性の認定 ⇒詳しくは、5ページをご覧ください。

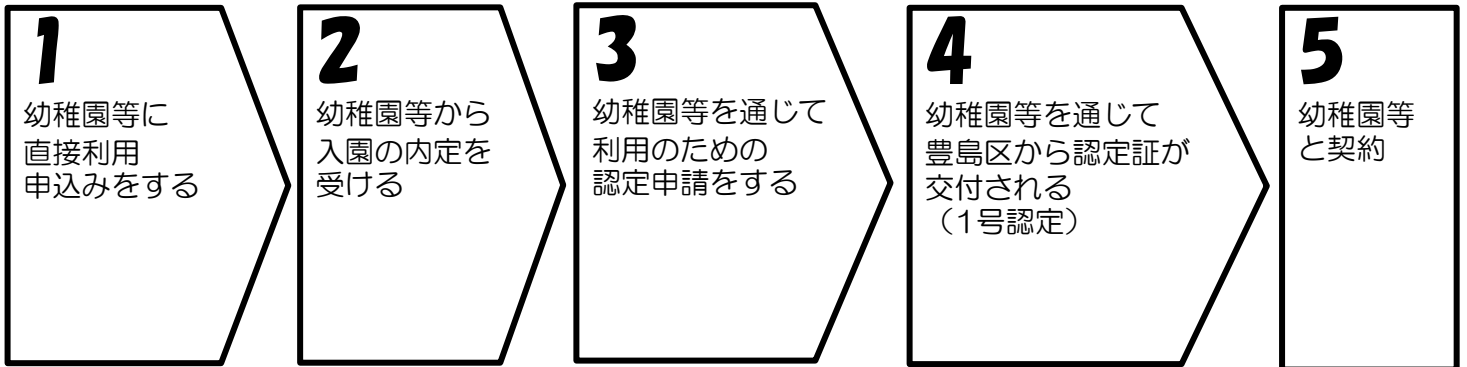
施設等の利用を希望する場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定区分に応じて、利用できる施設・事業が決まります。

認定基準や、認定申請方法については、5ページをご覧ください。

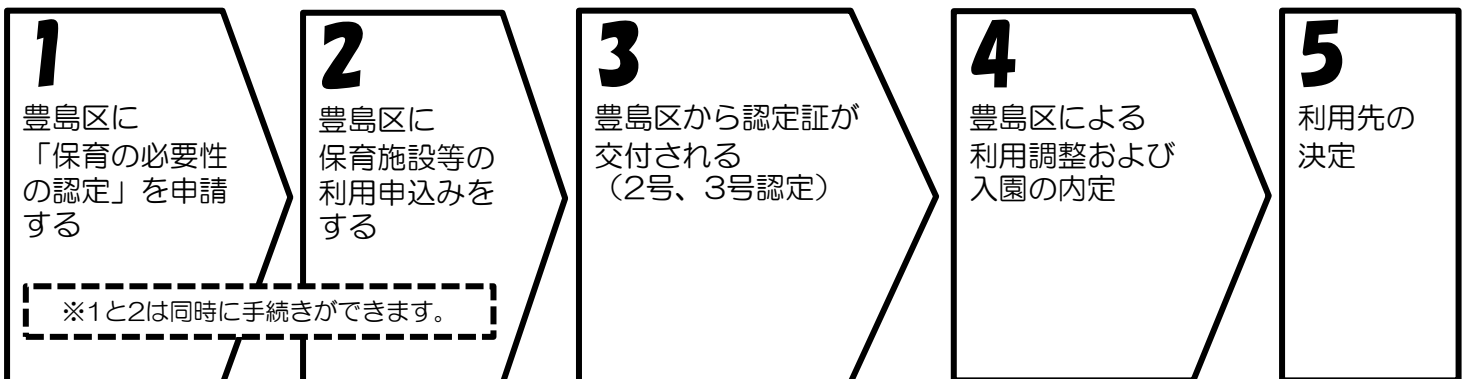
## ☆制度の利用の流れ

### 教育を希望する場合



### 保育を必要とする場合

⇒詳しくは、9ページをご覧ください。



## 2. 保育の必要性の認定

保育所などでの保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。  
利用申込みと同時に「保育の必要性の認定」の申請をしてください。

### ①認定区分

認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業			
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業
1号認定 教育標準時間認定	3歳～就学前	教育を希望する世帯	○	○	×	×
2号認定 満3歳以上・保育認定	3歳～就学前	保育を必要とする世帯	(※1)	○	○	(※2)
3号認定 満3歳未満・保育認定	0～2歳	保育を必要とする世帯	×	○	○	○

※1) 2号認定を受けた方で幼稚園を希望する場合は、別途お申込みをしてください。

※2) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当該年度内は地域型保育事業を利用できます。

### ②認定基準

保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

また、保育の利用は、保育の必要量によって利用できる時間が異なります。

【1】保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）
就労 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 災害復旧 就学（職業訓練校等を含む） 求職活動（起業準備を含む） 虐待やDVのおそれがあること 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること その他、上記に類する状態として豊島区長が認める場合
【2】保育の必要量
保育標準時間（保護者の就労時間等が概ね月120時間以上） ⇒ 最大11時間利用 保育短時間（保護者の就労時間等が概ね月120時間未満） ⇒ 最大 8時間利用 <b>（※疾病・障害理由での入園、または育児休業中、求職期間中の場合は、保育短時間認定となります。）</b>
【3】優先利用への該当の有無
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

### ③認定の申請方法、「支給認定証」の交付

認定申請には、「子ども・子育て支援制度支給認定申請書」の提出が必要です。

保育所等の利用申込み時に提出された書類をもとに保育の必要性を認定します。

豊島区では審査後、「支給認定証」を発行しています（A4の通知書をお送りします）。

各種手続きの際に提示が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

保育の必要性の事由に変更が生じた場合には、速やかに入園グループへ申し出てください。新たな「支給認定証」を交付します。（変更前の事由の「支給認定証」は、入園グループまで返却してください）

認定内容の変更については、必要書類の提出のあった翌月の1日からとなります。

保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、通園中の認可保育施設を退園となります。

### 3. 認可保育施設について

#### ☆認可保育施設の区分（平成30年度）

認可保育施設は、本書で取り扱う保育施設です。制度に定められる保育士等の数や施設の基準を満たし、児童福祉法ならびに子ども・子育て関連3法に基づき設置された保育施設です。

認可保育園・地域型保育事業において、申込み方法・保育料の決め方に違いはありません。

		区分	設置主体	運営主体	施設数
認可 保育 施設	認可 保育園	公設公営	区	区	19
		公設民営	区	民間	2
		民設民営	民間	民間	52
	地域型 保育事業	家庭的保育事業 (保育ママ)	民間	民間	3
		小規模保育事業	民間	民間	25
		事業所内保育事業	民間	民間	1
		居宅訪問型保育事業	民間	民間	2
	認定 こども園	幼稚園型	民間	民間	1

(平成30年4月1日予定数)

#### ☆平成30年度 クラス年齢表

クラス	児童生年月日
5歳児	平成24年4月2日 (2012年) ～ 平成25年4月1日 (2013年)
4歳児	平成25年4月2日 (2013年) ～ 平成26年4月1日 (2014年)
3歳児	平成26年4月2日 (2014年) ～ 平成27年4月1日 (2015年)
2歳児	平成27年4月2日 (2015年) ～ 平成28年4月1日 (2016年)
1歳児	平成28年4月2日 (2016年) ～ 平成29年4月1日 (2017年)
0歳児	平成29年4月2日以降 (2017年)

保育施設のクラスは、4月1日現在の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を過ぎてても、クラス年齢は変わりません。

#### ☆入園要件 および 期間

保育の必要性の認定事由	入園期間
就労	小学校入学始期まで
妊娠、出産	出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月(注1)
保護者の疾病、障害	事由の必要期間
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
就学(職業訓練校等を含む)	在学期間中
求職活動(起業準備を含む)	入園日から3か月以内 (注2)
その他明らかに保育が必要と認められる場合	事由の必要期間

注1) 手続きを行っていただくことにより、継続通園ができる場合があります。

出産期間以降も継続通園を希望する場合は、必ず入園申請時にご相談ください。

注2) 期間内に就労を開始し、就労証明書の提出があれば、保育の必要性の認定事由が「就労」に変更となります。

・保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合は、退園となります(詳しくは26ページ参照)。

・保護者の方の状況が変わったときは、保育の必要性の認定事由が変更になり、入園期間も変更になります。

## 4. 保育時間について

保育の必要量の認定区分によって、利用できる時間が異なります。

保育時間は、最大11時間（標準時間認定の方）または8時間（短時間認定の方）の範囲内です。

就労を理由に認定されている場合、実際の保育時間については通勤時間および就労時間を考慮しつつ当該保育施設長が決定します（就労時間の確認のため、就労証明書等の提出を求められる場合があります）。

また、入園後お子さんが保育園生活に無理なく慣れるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく場合もあります（通常1週間程度ですが、お子さんの状況等により異なります）。

保育の必要量の認定区分	通常保育時間	延長保育時間
標準時間認定	最大11時間	延長保育時間は、認定区分と通常保育時間により異なります。別途、延長保育料がかかります。 ※月極め（標準時間認定の方のみ）または1日単位（スポット）で利用できます。
短時間認定	最大8時間	

【休園日】 日曜日・祝日と年末年始（12月29日～1月3日）

※地域型保育事業については、土曜日が休園日のところがあります（40・41ページ参照）。

### ☆認可保育園（区立・公設民営）

生後8か月に満たないお子さんは、午前8時30分から午後5時までの範囲内、満8か月からは通常保育時間の範囲内での保育となります。午後6時15分以降の延長保育時間は、1歳の誕生日から利用できます。

ただし、午後7時15分以降、および土曜日の午後6時15分以降はスポットは利用できません。

各園の午後6時15分以降の延長保育時間については、37ページの保育施設一覧表を参照してください。

#### <標準時間認定>

通常保育時間は、午前7時15分から午後6時15分までの間（最大11時間）です。

午後6時15分以降は、延長保育時間です。

7:15	8:30		17:00	18:15	19:15	20:00 (最長)
		(8か月未満)				
		(8か月以上、1歳未満)				
通常保育時間（最大11時間）					延長保育時間	

#### <短時間認定>

通常保育時間は、午前9時から午後5時までの間（最大8時間）です。

午前7時15分から午前9時までおよび午後5時以降は、延長保育時間です。

7:15	8:30	9:00		17:00	18:15	19:15	20:00 (最長)
	延長		(8か月未満)				
	延長保育時間		(8か月以上、1歳未満)		延長		
	延長保育時間		通常保育時間（最大8時間）				延長保育時間

### ☆認可保育園（私立）

0歳児の保育時間および延長保育の取扱いについては、園により異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。各園の延長保育時間については、38～40ページの保育施設一覧表を参照してください。

#### <標準時間認定>

通常保育時間は、午前7時15分から午後6時15分までの間（最大11時間）です。

午後6時15分以降は、延長保育時間です。

7:15		18:15	閉園時間
通常保育時間（最大11時間）		延長保育時間	

#### <短時間認定>

通常保育時間は、午前9時から午後5時までの間（最大8時間）です。

午前7時15分から午前9時までおよび午後5時以降は、延長保育時間です。

7:15	9:00		17:00	18:15	閉園時間
延長保育時間		通常保育時間（最大8時間）		延長保育時間	



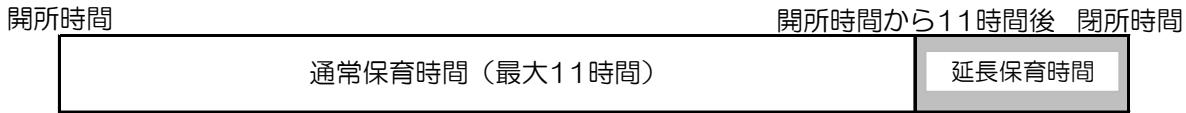
# ☆地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)

保育の必要量の認定区分および各施設の基本保育時間によって、利用できる時間が異なります。  
各施設の基本保育時間については、40・41ページの保育施設一覧表を参照してください。  
延長保育時間は年齢に関係なくお申込みいただけますが、内定後の面接の際に状況等を確認させていただき、各施設長が利用時間等について決定することになっています。  
(就労時間の確認のため、就労証明書等の提出を求められる場合があります)。

## ★基本保育時間が11時間の施設

### <標準時間認定>

通常保育時間は、**基本保育時間(最大11時間)の間**です。通常保育時間外は、延長保育時間です。

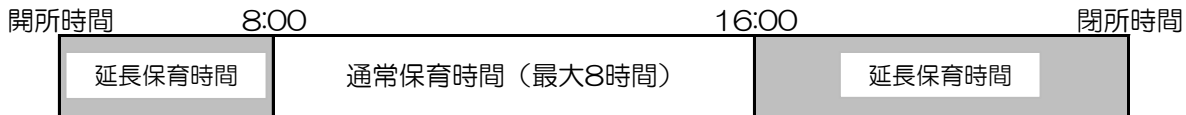


※事業所内保育事業は、延長保育はありません。

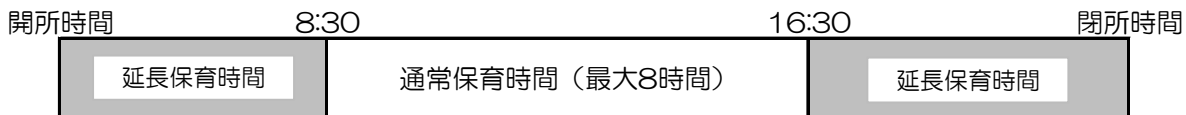
### <短時間認定>

通常保育時間は対象施設によって異なっており、最大8時間です。通常保育時間外は、延長保育時間です。

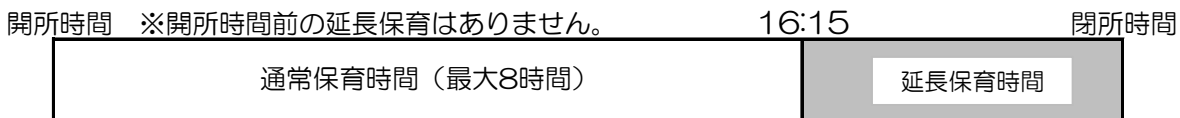
【対象施設】ソラーナ池袋保育園、ソラーナ目白、目白らるスマート保育所



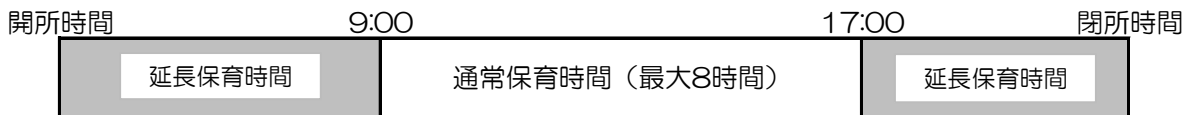
【対象施設】南大塚早樹保育園、東池袋早樹保育園、子ごころ園西池袋



【対象施設】ポピンズナニーサービス



【対象施設】上記以外の基本保育時間(11時間の施設)

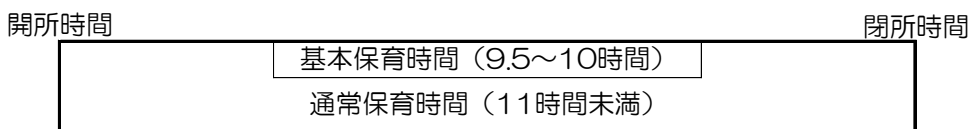


## ★基本保育時間が11時間未満の施設

### <標準時間認定>

通常保育時間は、**開所時間(11時間未満)の間**です。

ただし、施設の受入れ体制の関係で、基本保育時間(9.5~10時間)以上の保育ができない場合があります。  
この場合、延長保育はありません。



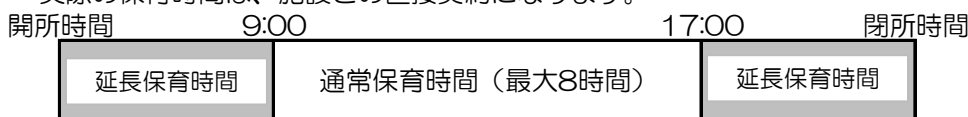
【対象施設】

- ・小規模保育事業  
北大塚すくすくルーム  
長崎すくすくルーム104  
長崎すくすくナーサリー
- ・家庭的保育事業

### <短時間認定>

通常保育時間は、対象施設によって異なっており、最大8時間です。通常保育時間外は、延長保育時間です。

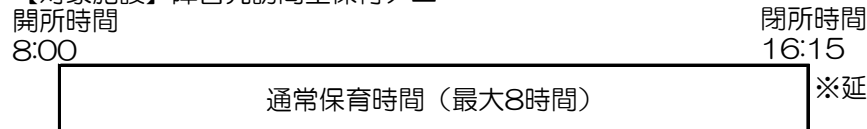
実際の保育時間は、施設との直接契約になります。



【対象施設】

- ・小規模保育事業  
北大塚すくすくルーム  
長崎すくすくルーム104  
長崎すくすくナーサリー
- ・家庭的保育事業

【対象施設】障害児訪問型保育ア二ー



※延長保育はありません。

## 5. 申請から入園までの流れ



### ※入園できなかったとき

- 希望園に欠員がなく入園できなかったときは、「保留通知書」にてお知らせします。「保留通知書」には、申請書の有効期限を記載しておりますので、必ずご確認ください。
- 「支給認定証」は、入園できなかったときも交付されます。
- 保育施設の利用申込み書類は申請から6か月間有効です。この間は名簿に登載され、希望園に欠員が生じると利用調整を行います。
- 内定の方には連絡しますが、**保留の方への通知は最初の1回だけ**です。通知書の再発行はできませんので、ご承知おきください。
- 有効期限内に入園できないときは、改めて入園申込みが必要です。有効期限が切れても通知はいたしませんので、ご注意ください。

## 6. 平成30年4月入園のご案内

### ☆入園申込み

保育課入園グループに、必要書類を持参のうえ、直接お申込みください（郵送やFAXは不可）。  
認可保育施設（認可保育園・地域型保育事業）のほか、待機児童対策事業（豊島区千早臨時保育所・居宅訪問型保育事業）の申込みも同時に受付します。

【申込み締切日】 ◇第1次選考 平成29年12月 8日（金）  
◇第2次選考（第1次選考欠員分）平成30年 2月 8日（木）  
◇第3次選考（第2次選考欠員分）平成30年 2月28日（水）

＜豊島区外の認可保育施設を希望する場合＞

それぞれの区市町村により、締切日が異なります。申込み制限や必要書類も併せて、希望する保育施設のある区市町村に確認のうえ、早めにお申込みください。

【出生前の申込みについて】

4月入園については、出生予定日が平成29年11月25日（土）から平成30年2月17日（土）までの場合に限り（平成30年2月4日（日）から平成30年2月17日（土）までに出生予定の場合は6週経過児対象の保育園のみ選考対象となります。）、出生前の入園申込みを受付します。出生予定日確認のため母子手帳のコピーが必要です。必ず事前に、入園グループにご相談ください。

土曜日・日曜日に受付をします！（午前9時から午後5時まで）

平成29年11月25日（土）・12月 3日（日）

＜注意事項＞

- ・締切間際は大変込み合い、待ち時間が長くなる場合があります。  
必要書類はすべて揃え、もれなく記入のうえ、余裕をもってお申込みください。  
（平成29年分の収入額を証明する書類については、平成30年1月以降に追加提出してください。）
- ・平成29年12月8日までにお申込みをいただいても、書類不備の場合や入所基準の指数によっては第2次選考の対象となることがあります（「求職活動中」等の場合）。
- ・入園内定後に辞退をされた場合は、「申込みの取下げ」（申込みすべてが取下げ）の扱いとなります。  
希望園は通園可能な範囲で熟慮のうえ、慎重に選んでください。

### ☆入園の内定連絡

入園内定者へは、認可保育施設、または保育課入園グループから電話でご連絡いたします。

内定の有無に関するお問合せについては、内定連絡日の翌日以降からお受けいたします。内定連絡日当日のお問合せには、一切お答えできません。

【内定連絡日】 ◇第1次選考 平成30年 2月 1日（木）・ 2日（金）  
◇第2次選考 平成30年 2月23日（金）  
◇第3次選考 平成30年 3月 7日（水）

＜豊島区外の認可保育施設を希望している場合＞

それぞれの区市町村により、内定発表日が異なります。希望しているすべての保育施設の選考結果が確定するまでお待ちいただくことがあります。

※豊島区千早臨時保育所及び居宅訪問型保育事業の内定連絡は、認可保育施設の内定連絡日以後となります。

＜内定しなかった場合＞

平成30年3月下旬（第3次選考終了後）、「保留通知」を発送いたします。電話での連絡はいたしません。

### ☆内定後の流れ

入園が内定された場合は、入園前（3月下旬まで）に、①内定園での保護者の面接、②内定児童の健康診断の実施が必要です。日程については、各保育施設が指定します。

面接および健康診断ができない場合、入園内定が取消しとなります。

平成30年3月下旬（面接等終了後順次）、入園グループから「入所承諾書」等を送付し、保育料等をお知らせします。

# 7. 入園・転園・延長保育の申込み

## ☆各月の申込み締切日、内定連絡日

入園希望月	申込み締切日	内定連絡日	入園希望月	申込み締切日	内定連絡日
平成30年5月	平成30年4月10日（火）	平成30年4月18日（水）	平成30年11月	平成30年10月10日（水）	平成30年10月18日（木）
6月	5月10日（木）	5月18日（金）	12月	11月9日（金）	11月16日（金）
7月	6月8日（金）	6月15日（金）	平成31年 1月	12月7日（金）	12月14日（金）
8月	7月10日（火）	7月18日（水）	2月	12月7日（金）	平成31年 1月11日（金）
9月	8月10日（金）	8月17日（金）	3月	実施しません。	
10月	9月10日（月）	9月18日（火）	4月	12月7日（金）	平成31年度 認可保育施設入園のしおり に掲載します。

### ①入園（窓口受付のみ。郵送・FAX不可）

住民登録地	受付窓口	希望園	締切日	注意点
豊島区内	豊島区 保育課 入園グループ  【受付時間】 午前8時30分 から午後5時  ※土日・祝日 ・年末年始 を除く。	豊島区内 の保育施 設	上記参照  平成31年1月～4月 入園選考分は、 12月7日	各月の申込み締切日までに、必要書類（15～17ページ 参照）を持参してください。
		豊島区外 の保育施 設	区市町村によって 異なります	区市町村により、必要書類や締切日が異なります。また、一定の 申込み制限がある場合があります。 <b>希望する保育園のある区市町村に確認のうえ、お早めにお申込 みください。</b> 申込み後、豊島区から希望の保育園のある区市町村 へ協議を行います。  【豊島区外に転出する場合】 転出先の区市町村の保育園を希望する場合は、転入 予定であることが確認できる書類（「売買契約書」 「賃貸契約書」などのコピー）の提出が必要です。 その他、必要書類は転出先の区市町村へ事前にご確認 ください。 転出後は、転出先の区市町村で改めて入園の申込み をする必要があります。
豊島区外	住民登録のある 区市町村の 保育施設入園 担当窓口	豊島区内 の保育施 設	上記参照  平成31年1～4月 入園選考分は、 12月7日	申込書類は、お住まいの区市町村から豊島区へ送付 されますので、 <b>各月の申込み締切日までに、申込書類 が豊島区に届くよう、お早めにお申込みください。</b>  【豊島区に転入予定の場合】 申込みには、以下の書類が必要です。 ①入園申込み書類 ②転入予定の「誓約書」 ③転入予定であることが確認できる書類 （「売買契約書」「賃貸契約書」などのコピー） ※その他状況によって、豊島区独自で提出が必要な 書類がある場合がありますので、詳しくはお問合 わせください。  【豊島区に転入予定のない場合】 豊島区では一定の申込み制限を設けていますので、 詳しくは豊島区のホームページをご確認いただくか、 入園グループへお問合せください。

## ② 転園（窓口へ持参、または郵送）

申込み先は、保育課入園グループです。

- ・転園申込みの受付は、入園後3か月経過後の転園からです（4月入園の場合、7月1日付転園からの受付となります）。

ただし、以下の事項に該当する場合は、入園の翌月からの転園申込みが可能です。

- (1) 兄弟姉妹が別々の保育施設のとときに同一の保育施設への転園を希望する。
- (2) 自宅から遠い保育施設（直線距離で1.2km以上離れている）に通っている。
- (3) 現在よりも長い開所時間の保育施設への転園を希望する。
- (4) 居宅訪問型保育事業を利用して、認可保育施設への転園を希望する。

### 必要書類

- ①「転園申込書」
- ②保育が必要な状況を証明する書類（「就労証明書」「診断書」など） ※父母両方
- ③18歳～65歳未満の同一住所・同一敷地内（集合住宅を含む。）の同居者・居住者がいる場合は、同居者が保育に当たれないことを証明する書類（「勤務証証明書」など ※16ページ参照）
- ④「延長保育申込書」
- ⑤「延長保育用勤務証明書」 ※父母両方

《注意：④⑤について》

- ・転園を希望する理由が、“現在よりも長い開所時間の保育施設への転園を希望しているため”に当てはまる場合は、⑤が必要です（④は不要）。
- ・転園希望園に区立・公設民営の認可保育園があり、かつ転園先で延長保育を希望する場合は④と⑤が必要です。
- ・上記の場合以外で、私立認可保育園・地域型保育事業のみへの転園希望の場合は、④と⑤の提出は不要です。

- ・申込み締切、選考方法は、入園申込みと同様です。
- ・転園が内定した時点で、現在通所中の保育施設には別のお子さんが内定されます。  
元の保育施設に戻ることはできませんので、ご注意ください。
- ・育児休業中の転園の申込みはできません。ただし、年齢上限のある区内認可保育施設・区外認可保育施設に在籍している豊島区民のお子さんについては、育児休業中も転園の申込みが可能です。
- ・認可保育園と地域型保育事業および認定こども園（保育を必要とする場合）の間の異動も、「転園」扱いになります。
- ・転園の場合も、新しい保育施設になじめるようお子さんの状況に合わせ保育時間の調整を行う場合があります。

## ③ 延長保育（月極め）（窓口へ持参。※在園児のみ郵送可）

申込み先および必要書類は、希望する（在園する）保育施設によって異なります。

希望（在園）保育施設	申込み先	必要書類
区立保育園 公設民営園	保育課入園グループ ※申込み締切は、入園申込みと同様です。	「延長保育申込書」 「延長保育用勤務証明書」 ※父母両方
私立保育園	各私立保育園	各保育園にお問い合わせください。
地域型保育事業	各保育施設	各保育施設にお問い合わせください。

- ・延長保育は定員制のため、希望されても空きがなく、利用できない場合があります。
- ・基本保育料とは別に延長保育料がかかります。（23ページ参照）
- ・短時間認定の方は、月極めの延長保育は利用できません。
- ・育休・求職活動中の方は利用できません。
- ・月極めの申込みをしない場合でも、1日単位（スポット）での利用ができます。  
※スポットの利用定員・申込み方法等は、施設によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。  
認可保育園（区立・公設民営）では、午後7時15分以降、および土曜日の午後6時15分以降のスポットは利用できません。  
※私立保育園・地域型保育事業では、延長保育利用申請（継続申請含む）の際に、延長保育を必要とする状況の確認を行いますので、入園申請・継続申請の際に、入園グループに提出する就労証明書のコピーをとり、保管をお願いいたします。

### 《保育園の見学および体験保育》

- ・認可保育園では、見学や育児相談、ふれあい体験保育ができます。  
見学や体験保育をご希望の方は、事前に各園へ直接お申込みください（連絡先は37～40ページ参照）。
- ・区立保育園（公設民営保育園含む）では、昼食（有料：300円）の体験もできます。  
私立保育園での体験保育をご希望の方は、詳細を各園にお問い合わせください。
- ・地域型保育事業では、見学のみ可能です。体験保育は実施していません。各施設の状況により、対応できない場合がありますので、事前に各施設へ直接お問い合わせください（連絡先は40～41ページ参照）。
- ・また、保育中は、すぐに電話に出られないことがありますので、ご了承ください。

## 8. 申込みの注意点

### ☆申込み全般について

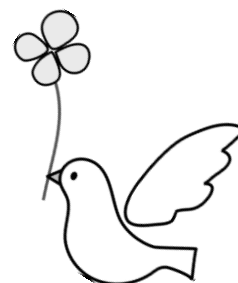
- ・申込みの内容が事実と異なる場合は、内定や決定の取消し、または退園となります。すべての書類は、事実に基づいて現在の状況を正確に記入してください。
- ・申込み後、家庭の状況（保育状況・仕事・妊娠・住所・連絡先・家族構成など）に変更があった場合は、必ず速やかに届出てください。選考基準が変わる場合があるため、届出がない場合、選考が不利になったり内定や決定が取消しになることがあります。申請書類提出後、入園・転園月の月末までに、退職、転職、就労形態の変更等があった場合は、内定の取消し、またはその月末をもって退園となる場合があります。
- ・必要書類は漏れなく記載し、必要なものをすべてそろえてお申込みください。必要書類が期限内に提出されない場合は、選考の対象になりません。
- ・発達上の心配や、アレルギー症状・慢性疾患のあるお子さんは、事前にご相談ください（下記「障害のあるお子さん、通院中のお子さんの申込みについて」参照）。食物アレルギーについては、医師の診断書等に基づき除去食対応等を行っていますが、条件は施設により異なります。状況により、ご家庭からお弁当を持参していただくこともあります。詳細は、内定後当該保育施設にご相談いただけます。
- ・状況により、必要書類の追加提出をお願いする場合があります。締切間際の申込みは、極力避けてください。特に、締切間際は大変混雑します。長時間お待ちいただくことがあります。
- ・内定が出て、面接・健康診断の結果により、集団保育に適さないと判断されたときには、入園・転園ができない場合があります。
- ・申込児童の兄弟姉妹に未払いの保育料がある方は、必ず支払いを済ませてください。申込み時に、お支払いのお約束をしていただきます。分納のお約束をしていますが、申込み締切日時点で未払いの保育料があるときは、選考に不利になります。
- ・入園・転園までの間に豊島区から転出された場合は、豊島区での申込みおよび内定は無効になります。
- ・在園児が一度退園し、再度入園の申込みを行う際は、入園希望月の締切日時点で退園している必要があります。

### ☆申込書の記入について

- ・希望施設は、通園可能な範囲内で、欠員の有無にかかわらず通所したい順にご記入ください。見学やふれあい体験保育（12ページ参照）を利用するなど、十分検討のうえ、記入してください。入所希望できる保育施設数は、最大9施設までです。希望順位により選考に不利になることはありません。
- ・申込書の保護者は、世帯を代表する方（父または母）です。送付書類の宛先になります。
- ・世帯員については、同居している方すべてを記入してください（別世帯同居者を含む）。父または母が単身赴任等で一時的に別居している場合も、その方の氏名を記入してください。
- ・「申込チェックシート」は、選考方法や入園後の重要な事項についてご確認ください。必ず目を通し、ご署名をお願いします。ご署名がない場合は受付できません。

### ☆障害のあるお子さん、通院中のお子さんの申込みについて

- ・申込みには、以下の書類が必要です（15～17ページの『入園申込みに必要な書類』参照）。
  - ①「主治医の意見書」
  - ②「心身状況表」豊島区のホームページから書類をダウンロードできます。
- 一般選考に加え、集団生活が可能かどうか、保育園の受入れ体制が整うかどうか、また受入れの際に配慮すべき事項などについて、医師等の意見を聞き、審査を行います。
- ・障害ではなくても、通院治療中の場合も該当します。お子さんの発達や健康状態に心配がある方は、事前に保育課入園グループにご相談ください。
- ・豊島区の認可保育園では、原則として各園2名の定員で心身に障害等のあるお子さんの保育を行っています。保護者の就労等により保育が必要な状況であり、かつ、集団生活が可能なお子さんを受入れています。欠員があっても保育園の受入れ体制が整わず入園をお受けできない場合があります。
- ・保育時間については、お子さんの健康状態、保育園の保育体制によって決めさせていただきます。
- ・地域型保育事業においては、施設の規模の関係で障害の程度により、保育が困難な場合があります。欠員があっても入園をお受けできない場合があります。
- ・居宅訪問型保育事業については、民間保育運営グループまでお問い合わせください。（民間保育運営グループ：03-3981-1961）



## ☆育児休業中の申込みについて

- ・父母が育児休業を取得している期間は、転園・延長保育の申込みはできません。ただし、育児休業最終日の当月1日からの、転園・延長保育の申込みは可能です。また、年齢上限のある認可保育施設に在籍しているお子さんについては、育児休業中の転園申込みが可能です。
- ・育児休業期間が入園希望月より先までである場合、「育児休業の短縮の可・否について記入のある就労証明書」を提出してください。「可」の場合は、入園希望月から選考対象となります。「否」の場合は、育児休業最終日の属する月からの選考対象となります（ただし、各月1日に復職の場合は、前月1日から選考対象となります）。
- ・入園月の翌月1日までに育児休業取得の職場に復帰していただくことが必要です。  
育児休業取得の職場に育児休業前と同条件で復帰されないと、内定取消または月末で退園となります。  
ただし、年齢上限のある認可保育施設に在籍しているお子さんについては、転園後、下のお子さんの満1歳の誕生日の前日までの育児休業を取得後に復職をする場合も継続通園することができます。1歳を超えて育児休業を取得する場合は、育児休業を取得している保護者の方の雇用条件により、当該年度末の翌月末まで継続通園できる場合がありますので、入園グループにご相談ください。
- ・復職後、2週間以内に「復職証明書」を保育課入園グループへ提出していただきます。「復職証明書」を期日までに提出していただけない場合、復職日が確認できないため、月末で退園となる場合があります。
- ・育児休業期間を変更した場合には、「育児休業証明書」を提出してください。  
育児休業期間の終了予定日を過ぎても証明書類の提出がない場合には、選考上不利になる場合があります。

## ☆就労理由で申込み場合

- ・就労を理由に申込み場合の最低就労の条件は以下の通りです。

<就労時間・日数>	月12日以上、かつ、月48時間以上
<賃金>	月収 43,000円以上

- ・最低就労の条件に満たない場合は、就労のために保育が必要とは認められませんので、ご注意ください。
- ・賃金の額により、労働基準監督署の定める最低賃金を参照し、就労時間を算出して選考する場合があります。
- ・最低賃金の変更により、最低就労条件の賃金額が変更になる場合があります。

## ☆申込みの取下げ（窓口受付）

届出先…保育課入園グループ

- ・入園・転園・延長保育（区立、公設民営園のみ）の申込み後、その必要がなくなった場合には、速やかに保育課入園グループに連絡のうえ、「保育園入園・転園・延長保育申込取下願」を提出してください。

## ☆内定の辞退（窓口受付）

- ・内定された保育施設への入園を辞退する場合は、「保育園入園・転園・延長保育申込取下願」の提出が必要です。詳細はお問合わせください。取下後、引き続き入園を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。
- ・内定された延長保育の利用を辞退する場合で、区立・公設民営園の場合は、利用開始月の前月中に「延長保育辞退届」の提出が必要です。事後の届出は認められませんので、提出が遅れた場合には、延長保育を利用していなくても、届出があった日の属する月まで延長保育料がかかります（私立園・地域型保育事業の場合は、各施設にお問合わせください。）。
- ・転園の内定は辞退できません。転園前の保育施設には他のお子さんが内定しているため戻ることはできません。希望施設については、慎重にご検討ください。

### 育児休業給付金受給期間延長を予定している方へ

お子さんが満1歳および満1歳6か月を超えて育児休業給付金を引き続き受給するための手続きには保留通知書が求められます。必要な方は入園申込み締切日を確認して申込み手続きをしてください。



## 9. 入園申込みに必要な書類

保育施設の利用申込みに、入園を希望する児童の父母両方の書類が必要です。  
用紙は、入園グループ窓口または豊島区のホームページからダウンロードできます。

- ① 「子ども・子育て支援制度支給認定申請書」  
※既に支給認定されている方は、「支給認定証」を持参してください。
  - ② 「認可保育施設等入所申込書」
  - ③ 「家庭の状況」
  - ④ 「申込みチェックシート」
- } 保護者の方が、画面を  
記入・確認してください。
- ⑤ 保護者の方がお子さんの保育を必要とする状況を証明する書類（下表参照）  
※父母両方の書類が必要です。  
※『』の書類は、区様式のものをご提出ください。  
※入園内定後、施設との面談の際に、必要書類の提出を求められる場合があります。  
必要書類は、申請前にコピーをお取りください。

保育を必要とする理由		必要書類	備考
就 労	会社勤めの方 (採用内定を含む)	・『就労(予定)証明書』	・転職を予定してる方は、現在の就労先と転職先の就労証明書の提出が必要です。 ・採用内定の方は、勤務開始後、改めて就労(予定)証明書の提出が必要です。 ・変則勤務の場合は、シフト表やスケジュール等を添付してください。
	自営業・内職の方 (親族経営を含む)	以下の2点が必要です。 ・『就労(予定)証明書』(裏面も記入) ・下記のお仕事に関する書類	
出 産		・母子手帳(表紙と分娩予定日記載ページ)のコピー	
疾 病		・『診断書』	日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載が必要です。
障 害		・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のコピー	
介護・看護		以下の2点が必要です。 ・『介護状況申告書』 ・被介護者に関する書類	被介護者に関する書類とは、被介護者の診断書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証のコピー等です。
学 生		以下の2点が必要です。 ・在学証明書 ・時間割などのスケジュール、カリキュラム	職業訓練校に通学する場合も該当します。自宅での学習、カルチャースクールは除きます。
求職中		特に書類は必要ありません。	申請時と状況が変わった場合には、上記の該当する書類を毎月締め切りまでにご提出いただくと、その月から指数に反映します。

### ＜お仕事に関する書類＞

★自らが経営者又は父母の親族が経営する事業に務めている方は、勤務先が法人・個人に関わらず、以下の書類の提出が必要です。  
Aグループ(会社やお店の運営を確認できる書類)と、Bグループ(継続して働いていることが分かる書類)の中から、それぞれ1つずつ、写しを提出してください。

Aグループ	Bグループ	
会社やお店の運営を確認できる書類	継続して働いていることがわかる書類 (直近3か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、産休前の3か月分を提出してください。)	
	自営中心者	自営協力者
<input type="checkbox"/> 税務署に提出する個人事業の開業の届出書 <input type="checkbox"/> 営業許可書 <input type="checkbox"/> 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ <input type="checkbox"/> 事業所名が記載された公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 事務所やお店の賃貸契約書 など	<input type="checkbox"/> 営業上必要な材料等の仕入れ伝票(各月2・3枚ずつ) <input type="checkbox"/> 商品等販売代金の請求書、領収書(各月2・3枚ずつ) <input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録(振り込まれた通帳等) <input type="checkbox"/> 貸金台帳 <input type="checkbox"/> 出勤記録(タイムカード等) など	<input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録(振り込まれた通帳等) <input type="checkbox"/> 貸金台帳 <input type="checkbox"/> 出勤記録(タイムカード等) など



⑥ 住民税額を証明する書類

※父母両方の書類が必要です。

〔平成29年1月1日から現在まで豊島区に住民登録されている方は、提出の必要はありません。〕（注）

<b>(1) 平成29年1月1日時点で豊島区に住民登録のない方</b>	
「平成29年度住民税（非）課税証明書」（原本） 「平成29年度住民税額決定通知書」のコピー （平成29年1月1日時点で住民登録をしていた自治体で発行されます。） ※平成30年9月以降の入園希望の方は不要です（ただし、第1回入所予約申込み希望者は必要です）。 ※平成29年1月1日時点で日本に住民登録のない方は、平成28年1月1日～12月31日の所得の支払証明書（円換算したもの）を提出してください。	} どちらかを提出してください。
<b>(2) 平成30年1月1日時点で豊島区に住民登録のない方</b>	
「平成30年度住民税（非）課税証明書」（原本） 「平成30年度住民税決定通知書」のコピー （平成30年1月1日時点で住民登録をしていた自治体で発行されます。） ※平成30年7月10日までに入園申込みをした方は、平成30年8月10日までに追加提出してください。 ※平成30年1月1日時点で日本に住民登録のない方は、平成29年1月1日～12月31日の所得の支払証明書（円換算したもの）を提出してください。	} どちらかを提出してください。

※(1)・(2)のどちらにも該当する方は、両方提出してください。

※場合によっては、他の書類を提出していただくこともあります。

また、家庭状況により同居の祖父母（同一敷地内を含む）の税書類を提出していただくことがあります。

⑦ 収入額を証明する書類（就労理由で申込みをした方のみ）

※父母両方の書類が必要です。

平成29年（2017年）の収入額わかるもの（平成29年1月～12月の収入です。）

※平成30年1月以降に追加提出可。

※『』の書類は、区様式のものをご用意ください。

給与所得者の方	「平成29年分所得税源泉徴収票」のコピー
確定申告をされた方	「平成29年分確定申告書（控）」（第一表・第二表）のコピー ※分離課税がある方は、第三表・第四表も提出してください。 ※給与所得者の方で、源泉徴収票をご提出される場合は不要です。
住民税の申告をされた方	「平成30年度住民税申告書（控）」のコピー
上記のいずれにも該当しない方	『年間収入申告書』
海外赴任の方	円に換算された支払証明書

⑧ その他

該当の方は、①～⑦に加えて、以下の書類が必要です。

※『』の書類は、区様式のものをご用意ください。

世帯の状況	必要書類
延長保育（月極め）を申込み方 ※公立保育園（公設民営園を含む）を希望して、満1歳以上の場合に必要です。 ※私立園・地域型保育事業のみ希望の場合は不要です。	『延長保育申込書』 『延長保育用勤務証明書』（父母両方） なお、申込み前に各自コピーを取り、入園面接時に保育園に提出していただきます。
育児休業を取得している場合 ※育児休業給付金の受給資格のある方	育児休業給付金支給通知等のコピー ※受給前の場合は、「就労証明書」に受給資格がある旨の記載が必要です。 通知等のコピーは受給後に追加提出してください。
18歳～65歳未満の同一住所・同一敷地内（集合住宅を含む。）の同居者・居住者がいる場合 ※対象は入園申込児童から3親等以内の親族に限る。内縁の者も含む。ただし、姻族は除く。	同居者の方が保育に当たれない状況を証明する書類 就労：『勤務証明書』（同居者用） 出産・疾病・障害・看護・介護・学生：15ページ⑤の表参照 ※上記書類の提出がない場合、選考に不利になることがあります
障害・疾病のあるお子さんの申込み	以下の2点もしくは3点が必要です。 ・『主治医の意見書』 ・『心身状況表』 ※「障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている場合は、その手帳のコピー

（次ページにつづく）

世帯の状況		必要書類
外国籍の方（在留資格に依りて）		資格外活動許可証・在留資格のわかるもの（在留カードのコピー等）
生活保護を受けている方		「生活保護受給証明書」（世帯全員分）
世帯の生計中心者の失業（解雇）・倒産により、緊急に生計を得るための就労を要する方		離職証明書または離職票のコピー（離職事由がわかる証明書）
ひとり親世帯	離婚した方 未婚の方	以下のうち、いずれか1点が必要です。 ・ひとり親医療証のコピー ・児童扶養手当証書等のコピー ・戸籍謄本
	離婚裁判中の方 離婚調停中の方	離婚調停中または裁判中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・税資料等が必要になります。
父または母が単身赴任中の場合		その旨および期間を記載した『就労（予定）証明書』（記入がない場合は不可） ※期間について、就労証明書に始期と終期の記載が必要です。 ※単身赴任後、3ヶ月経過してから優先対象となります。  ※住民票を異動させない場合は、下記書類のうちいずれかの写しも必要です。 ・物件の賃貸契約書 ・公共料金の領収書 } 単身赴任者を特定できるもの
父または母が長期入院の場合		入院証明書・入院期間のわかるもの
入園させたいお子さんを、東京都認証保育所や認可外保育所等に預けて、働いている場合		以下の2点が必要です。 ・お子さんを預けている施設が発行する契約書のコピー または『受託証明書』 ・直近3か月分の保育料の領収書のコピー ※豊島区千早臨時保育所に通園中の方は不要
個人番号(マイナンバー)について		以下の2種類が必要です ・個人番号確認書類(通知カードや個人番号カード等) ・来庁者の本人確認書類 ※保護者及び申請児童の個人番号の記入と申請者(来庁者)の個人番号の提示及び本人確認が必要となりました。
父母以外が来庁し申請する場合		以下の2種類が必要です ・父または母の個人番号確認書類 ・委任状と代理人の本人確認書類

※必要書類が未提出の場合は、選考対象外となる場合があります。



# 10. 選考基準

## ☆保育所入所基準指数表

番号	保護者の状況		指数	入所承諾期間	
	類型	細目			
1	就労 (自営含む)	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20	必要な期間
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	19	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	18	
		月16日以上	月160時間以上の就労を常態	19	
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	18	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	17	
		月12日以上	月160時間以上の就労を常態	18	
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	17	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	16	
その他	月48時間以上80時間未満の就労を常態	15			
2	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁	20		
3	出産	出産予定月とその前後の各2か月（最長5か月間）	13	5か月以内	
4	疾病 (※)	入院	1か月以上を要する場合	20	必要な期間
			常時臥床	20	
		自宅内	精神疾患	20	
			一般療養	16	
5	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級 (愛の手帳) 1・2・3度 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級	20		
		(身体障害者手帳) 3級 (愛の手帳) 4度	17		
		(身体障害者手帳) 4級	14		
6	看 (介 護)	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護、月20日以上施設通所・病院通院の常時付き添い	20	必要な期間	
		自宅内で常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護	19		
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	18		
		入院・通院・通所等付き添い(月20日、80時間以上)を含む介護	17		
		入院・通院・通所等付き添い(月16日、80時間以上)を含む介護	16		
入院・通院・通所等付き添い(月12日、80時間以上)を含む介護	15				
7	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中	20		
8	就学	就学・技能習得のため保育できない場合(指数は番号1を準用し、さらに-1点とする)	14~19		
9	特 例 (就労内定者)	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	14	必要な期間
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	13	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	12	
		月16日以上	月160時間以上の就労を常態	13	
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	12	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	11	
		月12日以上	月160時間以上の就労を常態	12	
			月120時間以上160時間未満の就労を常態	11	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態	10	
その他	月48時間以上80時間未満の就労を常態	9			
10	求職	求職・起業準備のため日中外出を常態	8	3か月以内	
11	DV・児童虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合 (意見書等の公的機関の発行する資料がある場合)	20	必要な期間	
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合 (配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合)	20		

- ・「入園」「転園」ともに同一の指数表を使用する。
  - ・指数は、保護者(父母)それぞれの状況に基づいて決定し、低い方の指数を当該世帯の指数とする。
  - ・複数の類型に該当する場合は、そのうちの一番高い指数の類型を適用するが、出産期間(出産予定月及びその前後2か月の合わせて5か月間)は出産の指数を適用する。ただし、申請締切日時時点で就労している場合で、かつ、保育園に入園する月の翌月1日までに法定の産後休業及び育児休業を終えて職場に復帰することが就労証明書上で確認できる場合は就労の指数とする。
  - ・指数は原則、入園月の申込み締切日までに提出された申請書類を基にする。締切後に家庭状況に変更があるときはそれを考慮する場合がある。
  - ・各就労時間は休憩時間を含む。就労の指数をつける場合、東京都及び近隣3県(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)の前々年度地域別最低賃金平均に最低就労基準時間をかけた金額以上の賃金等が必要(百の位は切上げとする)。  
就労時間に比して賃金等が見合わない場合は、最低賃金を基に就労時間を算出する。
  - ・育児休業からの復職による申込みで、産前休暇前の就労実績が6か月未満の場合、就労内定の指数を適用する。
  - ・申込み日から入園月の月末までの転職については以下のとおり扱う。  
①退職日の翌月末までに就労を開始した場合は、転職前と転職後の就労条件を比べ低い方の就労条件を基に就労の指数を適用する。  
②退職日の翌々月以降に就労を開始した場合は、求職の指数を適用する。ただし、締切日時時点で転職先の就労証明書の提出がある場合は、就労内定の指数を適用する。
  - ・提出書類に不備があるときは、求職の指数を適用する場合や減点の対象になる場合がある。
- ※疾病の指数について、日中お子さんの保育ができない旨と、療養期間の記載がある診断書が必要。記載がない場合は、求職の指数を適用する。

☆調整指数

(基準指数表の世帯指数に下記指数を加算(重複可)します。)

			指数
世帯又は保護者に関わる項目	1	特別な支援を要する世帯 (注1)	10
	2	ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯 (注2)	10
	3	生活保護法による被保護世帯 (注3)	8
	4	保護者の入園希望月から過去6か月以内の解雇・倒産により、緊急に生計費を得るための就労を要する (注4)	5
	5	保護者のいずれもが視覚・聴覚・言語障害3級以上の世帯 (注5)	3
	6	育児休業法に定める育児休業からの復職により入園申込みをする場合 ※調整指数19と重複しない。 (注6)	1
	7	居宅内自営で危険な業種(火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種)の場合	1
	8	居宅内労働の場合(就労内定の場合を除く。)	-1
	9	入園月前の就労実績が3か月未満の場合	-1
	10	同種別の保育施設間の転園希望の場合(下記の18に該当する場合を除く。)	-1
	11	18歳~65歳未満の同居者が最低就労以下の外勤または内勤・求職中の場合 (注7)	-2
	12	申請締切日現在保育料滞納(卒園児を含む)がある世帯	-8
申請児童本人に関わる項目	13	産前産後休業、育児休業取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込の場合 (注8)	6
	14	入園を希望する児童本人が、①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1~3度、③精神障害者保健福祉手帳1~3級のいずれかを所持している場合 (注5)	2
	15	入園を希望する児童本人が、 (1) ①身体障害者手帳3・4級、②愛の手帳4度、のいずれかを所持している場合 (注5) (2) 手帳等は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持していると同等と認められる場合 (注10)	1
	16	兄弟姉妹(卒園児を除く)が既に入園している保育園の入園を希望する場合	1
	17	兄弟姉妹(双子等含む)が同時に入園を希望する場合 (注11)	1
	18	以下の各事由にあてはまる場合 ※調整指数20・21とは重複しない (1) 既に別々の園に通っている兄弟姉妹を同一園にするために転園を希望する場合	2
		(2) 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合 (注12)	1
		(3) 在園中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合 (注13)	1
		(4) 年齢上限のある認可保育施設から、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合 (注14) ※上記(1)(2)(3)(4)はそれぞれ重複しない	1
19	申請児童を、入園希望日より3か月以上前から豊島区千早臨時保育所・認可外保育施設等に預けて、父母共に働いている。 ※調整指数6と重複はしない (注15)	1	
20	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に3か月以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合 ※調整指数18・21と重複はしない (注16)	5	
21	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍し、卒園する場合 ※調整指数18・20と重複はしない (注17)	9	

(注1) 意見書等の公的機関の発行する資料がある場合。

(注2) 入園申請・上記項目19に該当する転園申請の場合。離婚・死別・未婚等であることが確認できる資料の提出が必要。

(注3) 就労、就労内定、求職による入園申請の場合。

(注4) 自己都合の退職を除く。

会社に雇用されている場合は離職票、離職証明書、雇用保険受給資格者証等の離職日が確認できる書類のコピーの提出が必要。  
自営業の場合は、破産手続き開始について確認できる書類のコピーの提出が必要。

(注5) 手帳のコピーの提出が必要。

(注6) 入園月の申込み締切日時点で、育児休業中(出生前または産休中で育児休業取得予定を含む)であり、育児休業給付金の受給資格がある場合のみ対象。  
育児休業給付金支給通知等のコピーが必要。

(注7) 同居者とは、同一住所・同一敷地内に住んでいる、入園申込児童から3親等以内の親族。内縁の者も含む。ただし姻族は除く。

(注8) 出産予定月の前2か月から後3か月の期間中に退園する場合。

(注10) 主治医の意見書により、手帳を所持していると同等と認められる記載がある場合。

(注11) 年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の転園申請と同時に、兄弟姉妹の豊島区認可保育施設の入園申請をする場合、  
入園申請をする児童に調整指数17を適用する。

(注12) 自宅から認可保育施設までの距離が直線距離で1.2km以上ある場合。

(注13) 延長保育申込書・延長保育勤務証明書の提出が必要。

(注14) 年齢上限のある保育施設とは、小学校就学前まで在園できない施設であり、年齢上限のない保育施設とは、小学校就学前まで在園できる施設を指す。

(注15) 申請児童を最低就労基準以上の日数・時間数を預けている場合を対象。ただし、教育機関・認定こども園(1号)在籍中や、育児休業取得中の場合は対象外。  
入園月の申込み締切日時点で、豊島区外の認可保育施設に区外民として在園している場合は該当するものとする。

①子どもを預けている施設が発行する契約書または「受託証明書」および②直近前3か月分の領収書のコピーが必要。  
ただし、豊島区外の認可保育施設に区外民として在園している場合、豊島区千早臨時保育所に通園中の場合は不要。

(注16) 地域型保育事業(家庭的保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設)、年齢上限のある認可保育施設、豊島区千早臨時保育所、  
または居宅訪問型保育事業の在籍終了年に在籍している場合。

(注17) 卒園する月(3月)の翌月利用調整分(4月)のみの加点とする。

## ☆同一指数の場合の優先順位

(指数が同位となる場合は、次の各号の順に順位を決定します。)

1	豊島区民である(入園月の前月中までに豊島区に転入予定の場合も含む)	
2	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (要保護・要支援世帯、ひとり親世帯、精神障害・精神疾患者等)	
3	転園申請より入園申請の方を優先	(注1)
4	民営化や改築・改修等に伴う転園希望	(注2)
5	保護者について①障害・疾病がある②親族の介護(寝たきり・常時介護)をしているのどちらかである場合	
6	申請児童を、入園希望月より3か月以上前から豊島区千早臨時保育所・認可外保育施設等に預けて、父母ともに働いている	(注3)
7	産後休業及び育児休業等からの復職で、復職後の勤務条件等が確定している場合	
8	保護者の入園希望月から過去6か月以内の解雇・倒産により、緊急に生計費を得るための就労を要する場合	(注4)
9	同時に入園申請をしている児童が2名以上いる	(注5)
10	入園希望月から過去1年以内において、入園申請して待機期間が6か月以上ある	
11	保護者について、単身赴任中である	(注6)
12	入園希望月から過去1年以内において、内定の辞退をしていない	
13	家庭状況で、1.2km以内に祖父母が居住していない場合	
14	申請締切日現在保育料滞納(卒園児を含む)がない世帯	
15	保護者が保育施設(認可保育施設、地域型保育事業、認定こども園、認可外保育施設)に保育士・保育教諭として勤務している、勤務する予定がある	(注7)
16	両親ともに、1年以上同じ会社で働いている世帯	
17	豊島区民として、住民税を3年以上(入園希望月から直近3年度分)課税されている世帯	
18	保育料算定区民税所得割額の少ない順	

注1：豊島区外の認可保育施設・認定こども園(2号・3号認定)に区民として在籍している場合と、豊島区内の年齢上限のある保育施設  
の最終学年に在籍している場合はこの優先に該当することとする。

注2：改築・改修等のため、一時的な移転を伴う仮園舎利用の場合。

注3：申請児童を最低就労基準以上の日数・時間数を預けている場合が対象。

ただし、教育機関・認定こども園(1号)に在籍中や、育児休業取得中は対象外。

豊島区外の認可保育施設に豊島区外民として在園している場合は該当するものとする。

①子どもを預けている施設が発行する契約書または「受託証明書」および②直近前3か月分の領収書のコピーが必要。

ただし豊島区外の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区外民として在園している場合、豊島区千早臨時保育所に  
通園中の場合は不要。

注4：自己都合は除く。

雇用されていた場合は、離職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等の離職日が確認できる書類のコピーは必要。

自営の場合は、破産手続き開始について確認できる書類のコピーが必要。

注5：年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の転園申請と同時に、兄弟姉妹の豊島区認可保育施設の入園申請を  
する場合、入園申請をする児童に優先順位9を適用する。

注6：会社命令によるものとし、就労(予定)証明書に始期と終期の記載が必要。就労証明書に記載があっても該当しない場合があり、  
自営業や出張、自己都合の場合は該当しない。また、住民票を異動させない場合は、物件の賃貸契約書または公共料金の  
領収書のコピーも必要。

注7：就労証明書に該当施設に勤務していることが分かる記述が必要。就労内定者も含む。

### 《保育所入所基準指数表及び選考指数について》

- 希望順位に関わらず、保育の必要性の高い方から選考をする。第1希望は有利、第9希望は不利とはならず、また、第1希望のみの希望が有利にはならない。
- 「入園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。
  - ①豊島区の認可保育施設に在籍していない
  - ②教育機関、認定こども園(1号認定)、千早臨時保育所、認可外保育施設に在籍している
  - ③豊島区外の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区外民として在籍している
- 「転園」の対象となるのは以下のいずれかに該当する児童です。
  - ①豊島区内の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区民として在籍している
  - ②豊島区外の認可保育施設、認定こども園(2号・3号認定)に豊島区民として在籍している
  - ③豊島区内の年齢上限のある認可保育施設に在籍終了年に在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合

# 11. 入所予約制度



入所予約制度とは、0歳児の入園について、8月以降の産休・育休明けの方を対象に、年度の途中でも入園できる制度です。

〈申込み対象〉 区内在住で、「労働基準法」の産後休業や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の育児休業の対象になった1歳未満のお子さんが出て、平成30年8月から平成31年3月の間に職場復帰を予定している方（育児休業の終了日がお子さんの1歳の誕生日の前日までの間に設定されている方。1歳を超えて取得する場合は対象外です。）

〈申込み期間〉 および 〈受入保育園〉	第1回	平成30年6月1日（金）～平成30年6月8日（金） （対象：8月から11月に職場復帰の方）		
		駒込第一保育園 池袋第二保育園 目白第一保育園 高松第二保育園	駒込第二保育園 池袋第三保育園 南長崎第一保育園	東池袋第一保育園※1 高南保育園 長崎保育園
※受入保育園については、今後変更になる場合があります。	第2回	平成30年10月1日（月）～平成30年10月10日（水） （対象：12月から3月に職場復帰の方）		
		巣鴨第一保育園 西池袋第二保育園※2 目白第二保育園	西巣鴨第三保育園 池袋第一保育園 南長崎第二保育園	東池袋第二保育園 池袋第五保育園 要町保育園

※1・2：東池袋第一保育園・西池袋第二保育園は、4か月経過児のみの実施園です。

※出生前の申込みの場合は、事前に保育課入園グループまでご相談ください。

出生予定日確認のため、母子手帳のコピーが必要です。

〈募集数〉 原則 各園1名

〈入園月〉	産休のみの方	・生後8週経過した直後の月の初日（対象園は8週経過児園のみです。） ・お子さんが第1回は8月～11月、第2回は12月～3月に8週経過して入園できる場合のみです。
	育休明けの方	・原則として復帰月の初日（1日復帰の場合は、前月初日から入園できます。例えば、8月1日復帰の方は、7月1日から入園できます。）

〈選考〉 募集数を超える申込みがあったときは、選考となります。

〈内定連絡〉 第1回 平成30年 6月15日（金）  
第2回 平成30年10月18日（木）  
※承諾・不承諾の結果は、内定連絡日以後、文書で通知します。内定者のみ電話でも連絡します。  
面接・健康診断は入園月の前月に、一般の内定者と同日に行います。  
面接・健康診断終了後、正式決定となります。

〈申込み方法〉 一般の利用申込み書類一式とあわせ、「産休・育休明け入所予約申込書」の提出が必要です。入所予約申込書は、窓口を用意してありますので、お申し出ください。入所予約を申込みされた方は、一般選考も対象となります。申込みは、お子さん1名につき1園のみとし、必要書類（15～17ページ参照）はすべてそろえて提出してください（窓口受付のみ）。なお、一般の入所申込みと入所予約の希望園・入所希望月は、異なる園・月を選択することができます（ただし、入所予約の希望月を一般選考の希望月よりも前にすることはできません）。

〈ご注意〉

- ・ご提出いただく就労(予定)証明書上で、上記期間に育児休業もしくは産後休業が終了することが確認できない場合、入所予約の申請をお受付することができませんので、必ずご確認ください。
- ・入所予約承認後から復職後1か月までの間に保育が必要な状況が変わったときは、再選考する場合があります。
- ・内定の入所月を変更することはできません。
- ・入園前に豊島区から転出した場合、内定または承認が取消しとなります。
- ・入所予約で不承諾となり、一般入園申込みで他園に内定した場合は、入所予約申込みは自動的に取下げとなります。ただし、入所予約の入園内定月の選考において、地域型保育事業の選考にかかる場合は、入所予約内定園の入園を優先します。

# 12. 保育料

## ☆基本保育料

### < 保育料の金額 >

- 毎月の保育料は、各家庭の住民税額等により決まります（24・25ページ参照）。  
4月～8月分保育料：前年度の住民税額により算定します。  
9月～3月分保育料：現年度の住民税額により算定します。  
（※延長保育料についても同様の取扱いとなります。）
- 保育の必要量にに応じて、「標準時間認定」と「短時間認定」の2区分の保育料が設定されます。
- 認可保育施設では、区立・私立とも保育料の計算方法は同じです。
- 毎月1日に保育施設に在籍している場合は、その月分の保育料を納めていただきます。  
保育料は日割り計算しませんので、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。  
やむを得ず長期欠席となった場合でも、保育料がかかります。ただし、お子さんのけが・病気等により長期欠席し、保育停止が認められた場合は保育料がかかりません（26ページ参照）。
- 食物アレルギー等で、お弁当をご持参いただいた場合も、保育料の返還はありません。
- 居宅訪問型保育事業では、事業者から給食の提供はありませんが、保育料から給食費分は差し引きません。

#### 【平成29・30年度分住民税額の変更】

平成29・30年度分住民税の修正申告や更正をされた場合は、保育課入園グループへご連絡ください。  
同年度内の保育料に限り、保育料の階層の再認定を行います。

※平成28・29年分所得税の修正申告や更正をされた場合も、平成29・30年度分住民税額が変更される場合がありますので、ご確認ください。

※なお、保護者の収入が生活保護基準額以下で、同居の祖父母等がいる場合、同居者の方の住民税額等も合算して保育料算定を行います。

### < 納入方法 >

#### ①認可保育園の場合

• 保育料の支払期限は、毎月月末です（月末が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日です）。

- 保育料は、口座振替により納入していただきます。
- 入園決定時に「口座振替（自動振込）依頼書」をお渡ししますので、金融機関でのお手続きをお願いします。  
金融機関の承諾印が押された「口座振替（自動払込）納付届」（2枚目の「区保管用」）は、保育課入園グループに提出してください。
- 「口座振替（自動振込）依頼書」は、入園グループおよび区内認可保育園にあります。
- 口座振替は残高不足などで引落し不能となった場合、その分は再度引き落とすことができません。引落日前に残高確認をお願いいたします。
- すでに兄弟が入園していて、口座振替でお支払いいただいている場合は、同一口座から世帯分の保育料が引落しになります。新規入園するお子さんの分を再度申込みする必要はありません。  
ただし、兄弟姉妹で別々の口座からの引落しも可能です。その場合には、それぞれの口座の申込み手続きが必要です。
- 口座振替の手続きが間に合わなかった場合は、お送りする納付書により金融機関の窓口でお支払いください。

#### ②地域型保育事業の場合

- 保育料の支払期限・方法は、各施設により異なります。  
入園決定後、各施設へお問い合わせください。

#### ③認定こども園（私立）の場合

- 保育料の支払期限・方法は入園決定後、各施設へお問い合わせください。



## ☆延長保育料

### ①認可保育園の場合

※標準時間認定と短時間認定の方では、延長保育時間の取扱いに違いがあります（7ページ参照）。

#### <区立・公設民営保育園>

- ・延長保育料（月極め）：1人月額 4,000円（保育料A・B階層は免除）
- ・スポット利用料（1日単位）：1人1回 400円（保育料A・B階層は免除）

※スポットは、午後7時15分以降と土曜日の午後6時15分以降は利用できません。

◇納入方法 月極め料金は、基本保育料と同様に口座振替により納入していただきます。

スポット利用料金は、毎月当該園に支払ってください。

#### <私立保育園>

各園が定める金額を、各園に直接納めていただきます。

詳細は、各園にお問合わせください。

### ②地域型保育事業の場合

各施設が定める金額を、各施設に直接納めていただきます。

詳細は、各施設にお問合わせください。

## ☆基本保育料・延長保育料の滞納について

保育料は、保育園運営の貴重な財源となっています。納付期限を過ぎても決められた保育料が納入されない場合、督促を行います。その他、職員が保育園での徴収、戸別訪問による徴収、また、差押えなどの滞納処分を行います。

なお、延長保育は世帯の申請によりお受けしており、使用料としてお支払いいただくものです。2か月以上保育料を滞納された場合は、延長保育を辞退していただきますので、ご承知おきください。

地域型保育事業における保育料滞納の取扱いについては、施設との契約内容によります。

## ☆保育料の減額について

保育料の支払いが困難な方は、保護者からの申請で減額・免除になる場合があります。

以下の条件により、必要書類と減額期間が異なります。詳しくは保育課入園グループへご相談ください。

※保育料の減額・免除の適用は、「保育料減額（免除）願」他必要書類を提出された月の翌月からとなります。

※同時期に2つの減額を受けることはできません。

① 生活保護を受けた場合
② 今年度区民税（市町村民税）が非課税、減免、徴収猶予、納期の延長となった場合
③ 今年中に、災害、盗難、横領による損失を受けた場合
④ 今年中に、多額の医療費を支出した場合
⑤ 今年中に、住民税法上扶養控除の対象となり稼働能力のない世帯員が増えた場合 （例：老人扶養控除等 ※年少扶養控除は対象外となりました）
⑥ 今年中に、主たる働き手が失業した場合
⑦ 世帯の前3か月の平均収入月額（賞与を除く。）が、前年の平均収入月額（賞与を除く。）より 1割以上低額になった場合（3か月を限度、再申請可能） ※育児休業給付金を受けている場合は対象外となります。 ※必要書類は該当者以外の方の分も必要です。
⑧ 同一世帯内に、次の手帳の交付を受けている方がいる場合
・身体障害者（児）手帳 1～2級
・愛の手帳 1～3度
・精神障害者保健福祉手帳 1～3級
⑨ 未婚ひとり親の場合（税法上の寡婦・寡夫控除に該当しない方で児童扶養手当を受給している方）
⑩ 生計を一にする別世帯の兄弟がいる場合





# ☆保育料基準表

【標準時間認定】

(平成29年4月～/月額)

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分		徴収金月額 (児童単位・単位：円)		
階層区分	定 義	4歳以上児の場合	3歳児の場合	3歳未満児の場合
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円
B	保育料算定区民税非課税の世帯			
C1	保育料算定区民税均等割のみの世帯	2,200	2,200	3,400
C2	保育料算定区民税所得割額が 9,000円 未満である世帯	3,400	3,400	4,200
C3	9,000円 以上 48,600円 "	4,500	4,600	5,500
D1	48,600円 " 51,900円 "	6,000	6,100	7,300
D2	51,900円 " 60,100円 "	7,800	8,000	9,000
D3	60,100円 " 68,100円 "	9,900	10,100	10,200
D4	68,100円 " 86,100円 "	11,700	11,900	16,800
D5	86,100円 " 104,100円 "	13,600	13,800	20,800
D6	104,100円 " 122,100円 "	15,300	15,600	23,400
D7	122,100円 " 140,100円 "	17,000	17,200	25,700
D8	140,100円 " 158,100円 "	18,300	18,500	27,800
D9	158,100円 " 176,100円 "	19,400	19,800	30,000
D10	176,100円 " 194,100円 "	20,300	21,300	31,800
D11	194,100円 " 212,100円 "	21,100	22,600	33,800
D12	212,100円 " 230,100円 "	21,800	23,500	35,400
D13	230,100円 " 248,100円 "	22,400	24,600	37,300
D14	248,100円 " 257,100円 "	22,900	25,500	38,900
D15	257,100円 " 266,100円 "	23,300	26,300	40,500
D16	266,100円 " 275,100円 "	23,600	27,100	42,000
D17	275,100円 " 284,100円 "	23,900	27,800	43,600
D18	284,100円 " 329,100円 "	24,100	28,500	47,300
D19	329,100円 " 374,100円 "	24,300	29,100	53,300
D20	374,100円 " 419,100円 "	24,500	29,700	58,500
D21	419,100円 " 529,000円 "	24,700	30,200	62,700
D22	529,000円 " 693,000円 "	24,900	30,700	62,800
D23	693,000円 " 1,056,600円 "	25,100	31,100	62,900
D24	1,056,600円以上である世帯	25,300	31,500	63,000

A階層を除き保育料算定区民税所得割額が0円以外の世帯

(注) 多子軽減について

第1子が未就学児の場合、2人目は半額、3人目以降は無料です。

〔 例〕 D5階層で、第1子が5歳児、第2子が3歳児、第3子が1歳児の場合  
 →第1子：13,600円、第2子：6,900円 (D5階層・3歳児の場合の半額)、第3子：0円 (無料) 〕

【短時間認定】

(平成29年4月～/月額)

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分		徴収金月額 (児童単位・単位：円)		
階層区分	定 義	4歳以上児の場合	3歳児の場合	3歳未満児の場合
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円
B	保育料算定区民税非課税の世帯			
C1	保育料算定区民税均等割のみの世帯	2,200	2,200	3,300
C2	保育料算定区民税所得割額が 9,000円 未満である世帯	3,300	3,300	4,100
C3	〃 9,000円 以上 48,600円 〃	4,400	4,500	5,400
D1	〃 48,600円 〃 51,900円 〃	5,900	6,000	7,200
D2	〃 51,900円 〃 60,100円 〃	7,700	7,900	8,800
D3	〃 60,100円 〃 68,100円 〃	9,700	9,900	10,000
D4	〃 68,100円 〃 86,100円 〃	11,500	11,700	16,500
D5	〃 86,100円 〃 104,100円 〃	13,400	13,600	20,400
D6	〃 104,100円 〃 122,100円 〃	15,000	15,300	23,000
D7	〃 122,100円 〃 140,100円 〃	16,700	16,900	25,300
D8	〃 140,100円 〃 158,100円 〃	18,000	18,200	27,300
D9	〃 158,100円 〃 176,100円 〃	19,100	19,500	29,500
D10	〃 176,100円 〃 194,100円 〃	20,000	20,900	31,300
D11	〃 194,100円 〃 212,100円 〃	20,700	22,200	33,200
D12	〃 212,100円 〃 230,100円 〃	21,400	23,100	34,800
D13	〃 230,100円 〃 248,100円 〃	22,000	24,200	36,700
D14	〃 248,100円 〃 257,100円 〃	22,500	25,100	38,200
D15	〃 257,100円 〃 266,100円 〃	22,900	25,900	39,800
D16	〃 266,100円 〃 275,100円 〃	23,200	26,600	41,300
D17	〃 275,100円 〃 284,100円 〃	23,500	27,300	42,900
D18	〃 284,100円 〃 329,100円 〃	23,700	28,000	46,500
D19	〃 329,100円 〃 374,100円 〃	23,900	28,600	52,400
D20	〃 374,100円 〃 419,100円 〃	24,100	29,200	57,500
D21	〃 419,100円 〃 529,000円 〃	24,300	29,700	61,600
D22	〃 529,000円 〃 693,000円 〃	24,500	30,200	61,700
D23	〃 693,000円 〃 1,056,600円 〃	24,700	30,600	61,800
D24	〃 1,056,600円以上である世帯	24,900	31,000	61,900

A階層を除き保育料算定区民税所得割額が0円以外の世帯

(注) 住民税額は、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の税額です。

(注) 収入が一定額以下の方については、保育料負担軽減制度に該当する場合があります。

詳しくは別紙にてご確認ください。

# 13. 入園後の注意点

## ☆家庭状況等の変更

認可保育施設は、保護者の就労等の事由で保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。通園を続けるには、入園後も保育が必要な状態が続いていることが必要です。

- ・家庭の状況に変更があった場合は、保育課入園グループまで必ず届出てください。

① 住所が変わったとき。	② 退職したとき。または勤務先・勤務条件が変わったとき。
③ 妊娠したとき。	④ 保護者が変わるなど世帯に変更があったとき。
⑤ 姓が変わったとき。	⑥ その他家庭の状況が変わったとき。

- ・届出には、「変更届」とその内容に応じた書類が必要です。詳細は、入園グループへお問合わせください。用紙は、入園グループ窓口・各認可保育施設・豊島区ホームページ上にあります。
- ・家庭の状況については、必要に応じて、入園グループが現地調査を行う場合があります。

### <就労の理由で保育園に入園し、その後出産予定となった方>

母子手帳の表紙と出産予定日のページをコピーして、「変更届」とともに提出してください。

- ・出産予定月をはさんで前後2か月の、合計5か月はお子さんが継続通園することができます。
- ・出産後、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合、上のお子さんが継続通園するには、「育児休業証明書」の提出が必要です。

下のお子さんの満1歳の誕生日の前日までの育児休業を取得する場合、当該月の月末まで継続通園することができます。1歳を超えて育児休業を取得する場合は、育児休業を取得している保護者の方の雇用条件により、当該年度末の翌月末まで継続通園できる場合がありますので、入園グループにご相談ください。

- ・育児休業が終了した場合は復職していることを確認するため、復職後2週間以内に「復職証明書」を提出してください。

## ☆保育の停止

入園児童がけが・病気のため月の初日から末日まで1か月間通園できないと見込まれるときは、2か月に限り保育を停止することができます。診断書を添えて事前の相談と「保育停止願」の提出が必要です。

用紙は、保育課入園グループ窓口・各認可保育施設・豊島区ホームページ上にあります。

『停止』が認められた場合は、停止期間中の保育料を支払う必要はありません。

月途中での適用はありません。

- ・保育料についての特例的な措置であり、事前の届出が必要です。保育停止となる月の前月中に申請してください。事後の届出は認められません。
- ・入園児童のけが・病気以外の家庭の事情（里帰り出産を含む）等で休む場合は、この制度の適用はありません。
- ・欠席が連続して2か月を超える場合は、月末で退園となります。

## ☆退園

- ・家庭での保育が可能となった場合や区外転出等で退園する場合は、「退園届」の提出が必要です。

用紙は、保育課入園グループ窓口・各認可保育施設・豊島区ホームページ上にあります。

- ・2か月以上の長期にわたって休む場合は、退園となります。
- ・「退園届」は、退園する月の10日までに入園グループへ提出してください。
- ・「退園届」は、事後の届出は認められません。登園していなくても、「退園届」が入園グループへ届いた日の属する月分までの保育料をお支払いいただくこととなります。
- ・豊島区外へ転出し、引き続き同じ園に通園を希望されるときも、「退園届」の提出が必要です。さらに、転出先の区市町村において、改めて保育園の入園申込みが必要となります。（11ページ参照）  
また、転出後も豊島区保育施設に通園を希望される方は、年度末までは転出先自治体からの通園を受けますが、翌年4月以降は再申込みとなります。年齢によっては申込みを受付できません。選考は区民優先となるため、不承諾となることがあります。転出先自治体内の保育施設の入園をご検討ください。
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園となります。

## ☆在園要件の確認について

入園後、在園要件の確認を6月ごろ行います。その際に、在園要件を満たしていない、または書類の提出をいただけない場合は、継続通園ができなくなる場合がございます。

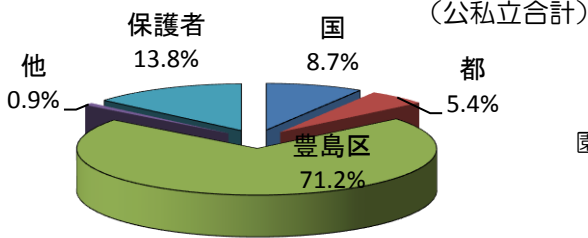
詳細につきましては、別途通知をさせていただきます。

# 14. 保育園の運営について

## ☆認可保育園の運営にかかる経費と保育料

保育園の運営経費は、保護者の皆さまに負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用でまかなわれています。年間の運営費は約91億円で、保育料収入は約12.5億円です。他の収入は、ほとんどが税負担となっています。このため、下図のように、認可保育園の運営経費に占める区の負担割合が極めて大きくなっています。（数値はすべて平成28年度決算によるもので、人件費を含みます。）

### <認可保育園運営経費の負担割合>

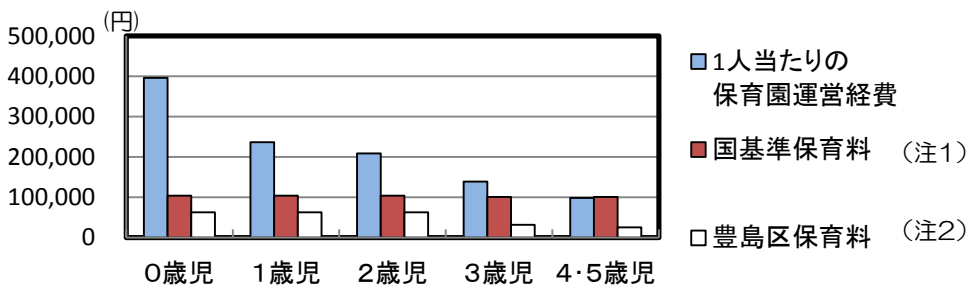


◇左図のとおり、運営費には多くの税金が投入されています。  
◇現在の保育料収入は、保育園運営に必要な経費の14パーセント程度となっています。

園児1人当たりの経費（公立年額）	201万4千円
（内訳） 保護者負担額	31万2千円
公費負担額	170万2千円

### <園児1人当たりの経費と保護者負担割合>

…年齢別・月額・公私立平均



注1) 国基準保育料とは、国が保護者から負担を求めている月額保育料（最高額）です。  
注2) 豊島区保育料とは、保護者負担となる月額保育料（最高額）です。

問合せ先 保育課入園グループ 03-3981-2140

## ☆園舎の改修予定

以下の保育園では、施設・設備の老朽化により園舎の改修工事を予定しております。各園の工事内容、工事期間等をお知らせいたします。

園名	工事内容	期間（予定）	仮設園舎		
			使用有無	場所	
公立	美鴨第一保育園	外壁改修工事	平成30年9月～31年2月	無	
	東池袋第二保育園	全面改修工事	平成30年4月～31年2月	有	大塚台公園の一部に設置予定（南大塚3-27）
	目白第二保育園	内装改修工事	平成30年9月～32年2月	有	園庭に設置予定
	南長崎第一保育園	全面改修工事	平成33年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13）
	長崎保育園	全面改修工事	平成34年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13）
	要町保育園	全面改修工事	平成32年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13）
	高松第二保育園	厨房改修工事	平成31年度	未定	未定
私立	アンソレイユ保育園	改築工事	平成31年度予定	有	大塚台公園の一部に設置予定（南大塚3-27）
	西池袋そらいろ家保育園	改築工事	平成30年夏～31年夏	無	

問合せ先 公立／保育課公立運営グループ 03-3981-2028  
私立／保育課保育計画グループ 03-4566-2490



## ☆区立保育園の民営化について

区では、これまで区で設置・運営していた保育園を民間の法人に運営を委ねる計画を進めています。  
(通常保育にかかる保育料は、区が徴収するため、区立保育園と私立保育園に保育料の差はありません。)

### <民営化対象保育園>

保育園名	方法	今後の予定
駒込第二保育園	民営化	事業者選定(平成30年度以降)→保育引継ぎを経て、平成33年度以降に民営化予定
池袋第三保育園	民営化	事業者選定(平成31年度以降)→保育引継ぎを経て、平成34年度以降に民営化予定
東池袋第一保育園	民営化	事業者選定(平成32年度以降)→保育引継ぎを経て、平成35年度以降に民営化予定

※民営化：施設の設置主体と運営主体を民間に変更すること。

問合せ先 保育課保育計画グループ 03-4566-2490

## 15. 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。1号認定(教育標準時間認定)の園児と2号認定(保育認定)の園児は、教育時間を一緒にすごし、教育時間終了後、保育を必要とする園児は保育を受けることができます。

※ 教育時間は園によって異なりますが、おおむね午前9時から午後2時です。

※ 認定こども園の申込み方法は、1号認定と2号認定で異なります。

願書の配布については、各園に事前にお問合せください。

1号認定を希望する場合は、施設に直接申込みます。

2号認定を希望する場合は、園によって申込み方法が異なる場合があります。入園希望園の所在地の自治体にお問合せください。

## ☆要町幼稚園

豊島区では、私立要町幼稚園が平成27年4月より認定こども園(幼稚園型・単独型)になりました。

<名称> 要町幼稚園

<所在地> 豊島区要町1-43-15(有楽町線・副都心線「要町」駅徒歩5分)

<連絡先> (電話) 03-3957-6450

<対象年齢> 3歳児～5歳児(4月1日現在)

<定員> 70名

歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定定員	20名	20名	20名	60名
2号認定定員	3名	3名	4名	10名

### <<2号認定の詳細>>

<保育日> 月曜日～金曜日

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は休園

<保育時間> 午前8時～午後7時(午前9時～午後2時までは教育時間)

<保育料> 保育料基準表のとおり(24・25ページ参照)

保育料の他に以下の金額を納入します。

※一旦納入された費用は原則としてお返しできませんのでご了承ください。

(特定負担額)

- ・ 環境整備費 40,000円 (入園時に一括して納入)
- ・ 教育配置充実費 30,000円 (入園時に一括して納入)
- ・ 教材充実費 4,000円 (月額)

(実費徴収)

- ・ 給食費 3,600円 (月額) ※外部搬入になります。
- ・ その他制服代、行事参加の交通費や入場料等

※年末年始とお盆に、給食センターがお休みの日があります。

問合せ先 認定・利用申請についての問合せ 保育課入園グループ または 園所在地の自治体  
施設や教育内容に関する問合せ 各園に直接お問合せください。

## 16. 待機児童対策施設

※今後、下記内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

豊島区では、認可保育施設へ入園することができなかった待機児童対象を対象に保育所を用意しております。

### ☆豊島区千早臨時保育所

認可保育施設の入園待機児童を解消するための緊急対策として、豊島区が平成26年度から平成30年度までの  
時限的に整備する認可外保育所です。（延長の可能性有り）

施設の基準は認可保育所（国基準）に、職員配置基準は東京都認証保育所（都独自基準）に準じています。

<所在地> 豊島区千早1-12-7 （有楽町線・副都心線「要町」駅 徒歩6分）

<連絡先> （電話）03-5926-3970

<定員>

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計
定員	9名	18名	18名	15名	60名

\*待機児童数により、定員を増員する場合があります。

\*延長保育の定員は30名です。

<対象年齢> 生後8週経過児～3歳児（4月1日現在）

<保育日> 月～土曜日（日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

<保育時間> 午前7時15分～午後6時15分（午後6時15分～午後7時15分は延長保育となります。）

<基本保育料> 認可保育施設の保育料と同額です。（24・25ページ参照）

<延長保育料> 月極め 4,000円 スポット（単発利用）1日400円

<負担軽減制度> 一定の要件を満たす保護者の方に、保育料を減額・免除する制度があります。  
詳細は、保育料減額について（23ページ）をご参照ください。

<給食> アレルギー食の対応（除去・代替食）をします。

<入所手続き> 内定後、事業者から入所の決定及び面接日を連絡します。

<運営事業者> 社会福祉法人 幸会

<入所申込み・注意点>

◇認可保育施設への入園申込みについて

- ・臨時保育所に入所していることで、認可保育施設への入所を保証するものではありません。
- ・臨時保育所に入所しても、今後の認可保育施設入所選考に影響はありません。認可保育施設への入園を希望する場合は、最初の申込み後6か月毎に入園グループに再度申込みが必要です。希望しない場合は申込みの必要はありません。

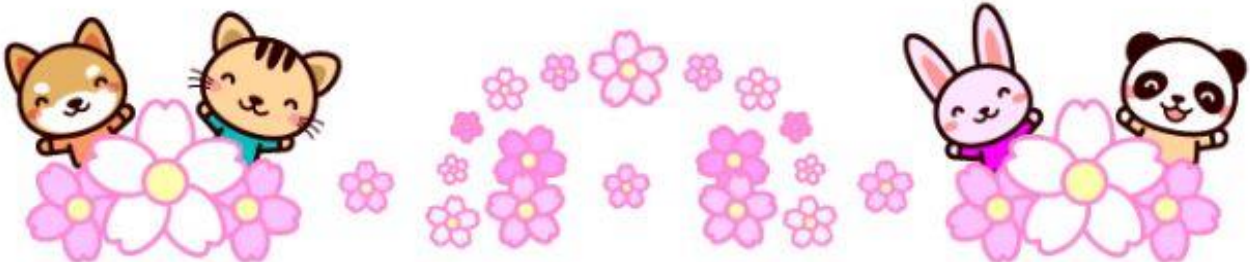
◇継続通所の手続き

- ・入所後年度変わりに、保育が必要な状況の確認のため『継続通所申出書』を提出していただきます。

◇入所後、家庭の状況等の変更が発生した場合や退所する場合は、認可保育施設と同様です。（26ページ参照）  
ただし、区外へ転出した場合は、転出した月末で退園となります。

◇保育料を1か月以上支払われない場合、退所の対象となります。

問合せ先 保育課民間保育運営グループ 03-3981-1961



# 17. 居宅訪問型保育事業（自宅での保育）

豊島区では、緊急的・時限的待機児童対策として、認可保育施設へ入園することができなかった待機児童の方を対象に、居宅訪問型保育事業（自宅での保育）での受入を行います。

居宅訪問型保育事業とは、0歳児（生後6週経過）から3歳に達する年度末までの間、利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業です。

※居宅訪問型保育者とは、居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者のことです。

＜対象者＞ 豊島区在住で、認可保育施設の申請をし、入園できなかった方。

＜利用開始日＞ 以下の表をご参照ください。利用開始月の1日からとなります。

※開始月の変更はできません。

※保育環境によっては、利用ができない場合がございます。

申請の際は、予めご了承ください。

入園希望月	居宅訪問型保育事業利用開始月	入園希望月	居宅訪問型保育事業利用開始月
5月	6月	11月	12月
6月	7月	12月	翌年1月
7月	8月	翌年1月	2月
8月	9月	2月	3月
9月	10月	4月	4月（4月入園一次選考までに申し込んだ方）
10月	11月		5月（4月入園二・三次選考に申し込んだ方）

※平成31年度3月入園選考は実施しません。

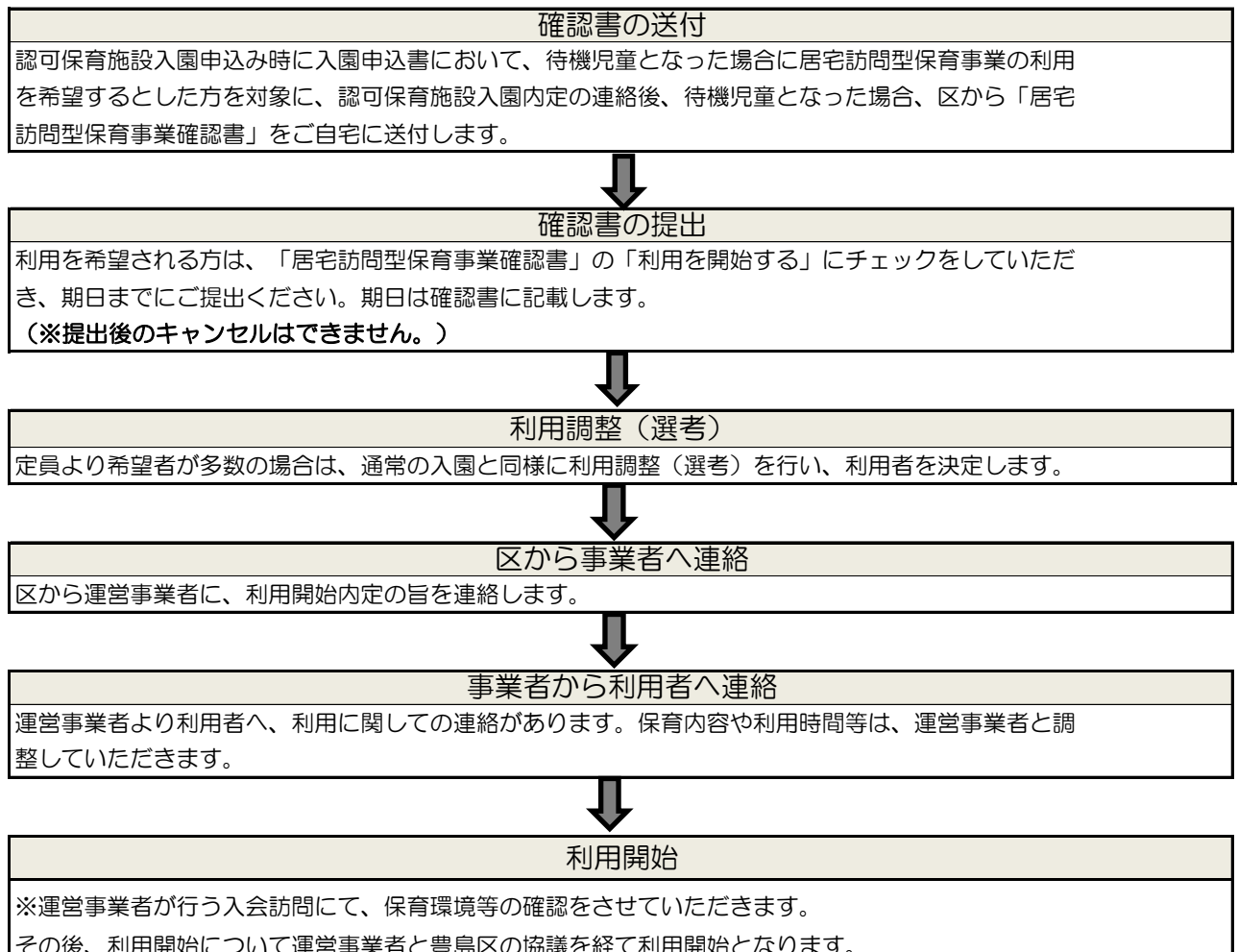
＜利用料＞ 認可保育施設の保育料と同額です。（24・25ページ参照）

※公的交通機関が不通の場合は、タクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要となります。

※急な保育・延長保育追加は、別途運営事業者の定める金額が必要となります。

※事業者から給食の提供はありませんが、給食費は差し引きません。

＜利用の流れ＞



# 18. 東京都認証保育所等

## ●東京都認証保育所

設置面積、保育士資格等で都の施設基準を満たし、東京都が認証している保育施設で豊島区が運営経費の一部を助成しています。申込み方法・欠員状況等は、各施設へ直接お問合せください。

◇対象 A型：0歳から小学校就学前までの乳幼児

B型：0歳～3歳未満の乳幼児

(平成29年10月1日現在)

		施設名	所在地	電話番号
A 型	1	アップルナースリー	北大塚1-17-9 平松ビル2F	03-3917-8877
	2	保育所まゐむ東池袋駅前園	東池袋4-21-1 アウルタワー1F	03-3980-5511
	3	アスク池袋保育園	南池袋2-32-13 タクトビル2F	03-5950-8351
	4	ポピンズナーサリースクール池袋	池袋本町4-46-11 ブラウドシティ池袋本町1F	03-5957-2145
	5	グローバルキッズ南長崎園	南長崎4-5-20 アイテラス落合南長崎3F	03-3950-0405
B 型	6	つくしんぼ保育所	北大塚1-11-19 ヴィラノア1F	03-3949-7323
	7	あゆみ保育園	雑司が谷2-7-16	03-3971-0972

※他の区市町村にある認証保育所一覧については、

東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。 → <<<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>>>

### <認証保育所利用者に対する保育料補助について>

豊島区では、保育の必要があるお子さんをお持ちで東京都認証保育所（区内・区外）を利用されている保護者に、保育料負担軽減補助を行っています。

（例：認証保育所の保育料と、認可保育施設に通所していたなら支払う想定保育料等の差額を1,000円単位で補助。

補助については、一定の条件があります。保育の必要性については保育支給認定の結果により判断いたします。

また、認可保育施設等に入園が決まった月からは補助の対象外となります。

詳しくは豊島区のホームページをご覧ください。以下までお問合せください。

なお、保育課窓口にて制度のご案内や申請書をお渡ししています。

問合せ先 保育課民間保育運営グループ 03-3981-1823

## ●企業主導型保育施設

認可外保育施設ですが、国から保育所の運営費・整備費の助成金がでています。

任意で他の企業や地域のお子さん（地域枠）を受け入れることも可能となっており、就労要件などを満たせば、区の保育認定を必ずしも必要とせず利用契約ができ、認可保育所並みの保育料で利用することができます。申込み方法・欠員状況等は、各施設へ直接お問合せください。

	施設名	所在地	電話番号
1	りとるういず巣鴨駅前保育園	巣鴨1-32-3	03-6902-9615
2	ぬくもりのおうちママサポート保育大塚園	南大塚3-38-11	03-5927-9001
3	りとるういず大塚駅前保育園	東池袋2-12-3	03-5985-4348
4	Bic Kids	池袋2-60-6 グランドメゾン池袋一番館105	03-6709-2111

問合せ先 保育課保育指導グループ 03-4566-2498



# 19. その他の保育

## ①病後児保育

子育てと就労の両立支援の一環として、認可保育施設等に通っているお子さんが「病気の回復期」などで集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかります。また事前に利用登録が必要です。

- ＜対象児童＞ 豊島区内に住所を有し、かつ下記のいずれかに該当しているお子さん
1. 認可保育施設（地域型保育事業を含む）に在籍している。
  2. 豊島区千早臨時保育所に在籍している。
  3. 東京都認証保育所に在籍し、子ども・子育て支援制度の支給認定を受けている。
  4. 東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍している。
  5. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、就労証明書を提出できる。
  6. 認定こども園に在籍し、子ども・子育て支援制度の支給認定の2号認定を受けている。  
または、預かり保育を月10日以上利用し、就労証明書を提出できる。

- ＜注意事項＞ 登録可能なのは「在園児」です。内定段階では登録できません。  
入園月以降の登録申請となります。  
利用日現在、満1歳を経過していることが必要です。

＜お預かりできる症状の範囲＞

1. 感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
2. 水痘、風疹等の伝染性の疾患
3. 喘息等の慢性疾患
4. 熱傷、骨折等の外傷性疾患
5. その他医師が利用可能と判断した疾患

※いずれも医師による「病後児保育の利用に支障がない（急性期を過ぎている、感染の恐れがない）」という診断が必要です。



＜実施場所＞

種別	保育所併設型			診療所併設型
施設名	同援さくら保育園 病後児保育室	西巣鴨さくらそう保育園 病後児保育施設	せんかわみんなの家 病後児保育室	田村医院 ピコピコ病後児保育室
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	医療法人社団 東医田村会
所在地	豊島区南池袋3-7-8	豊島区西巣鴨1-1-13	豊島区要町3-54-8	豊島区池袋本町1-45-16
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-5985-1424
利用	日	月～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）		
	時間	午前7時15分～午後6時15分		午前8時15分～午後6時15分
予約	日	月～土曜日	月～金曜日	
	時間	午前9時～午後5時		
定員（予約順）	2名/1日			4名/1日
食事・おやつ	お弁当・おやつ持参 又は給食（昼食・おやつ含む） *有料			お弁当・おやつ持参
	麦茶又は白湯は施設にありますが、それ以外の飲み物を希望の方は持参ください。			

- ＜利用料＞ 1人1日 2,000円（診療所併設型は別途消費税がかかります。）  
 ※保育所併設型で給食を希望する場合、別途1日500円が必要になります。  
 ※利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に直接施設へお支払ください。  
 ※せんかわみんなの家病後児保育室の利用料は、Edyカードでのお支払いにご協力いただいております。詳しくは施設にお問合せください。

- ＜負担軽減制度＞ 下記の世帯は利用料の減免申請を提出いただくことで無料または半額となります。  
 なお、年度ごとに免除申請の提出が必要です（9月の保育料改定時に確認手続きを要します）。  
 ・ 保育料が無料となる世帯 … 生活保護世帯  
 ・ 保育料が半額となる世帯 … 保育料算定区民税非課税世帯

登録・問合せ先 保育課民間保育運営グループ 03-3981-1823

## ②休日保育

子育てと就労の両立支援の一環として、就労等の理由により休日に保護者が家庭でお子さんの保育ができないときに、保護者にかわり指定された認可保育所で保育する事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかる場合があります。また事前に利用登録が必要です。

＜対象児童＞ 豊島区内に住所を有し、豊島区内・区外の認可保育施設（地域型保育事業を含む）・東京都認証保育所・豊島区千早臨時保育所に在籍しているお子さん

＜利用年齢＞ 利用日現在、満1歳を経過していること。

施設名	同援さくら保育園	西巣鴨さくらそう保育園	せんかわみんなの家
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会
所在地	豊島区南池袋3-7-8	豊島区西巣鴨1-1-13	豊島区要町3-54-8
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735

登録・問合せ先 実施場所該当保育園

## ③一時保育(一時預かり保育)

ご家庭で育児されている方が、通院・仕事・PTA・リフレッシュなど、お子さんを預けて用事を済ませたいとき1時間単位でお預かりする制度です。事前に利用登録が必要です。詳細は各施設にお問合わせください。

実施施設		住所・連絡先
子ども 家庭支援 センター	東部子ども家庭支援センター	豊島区上池袋2-35-22 電話 03-5980-5275
	西部子ども家庭支援センター	豊島区千早4-6-14 電話 03-5966-3131
区立 保育園	駒込第一保育園	住所・連絡先については、 37～39ページを参照してください。
	東池袋第二保育園	
	池袋第二保育園	
	池袋第五保育園	
	目白第二保育園	
南長崎第二保育園		
私立 保育園	若草保育園	
	同援さくら保育園	
	大塚りとるばんぶきんず	
	西巣鴨さくらそう保育園	
	アンソレイユ保育園	
	せんかわみんなの家	
	たんぽぽ (椎名町ひまわり保育園子育て支援室)	豊島区长崎4-15-3 電話 03-3973-0275

## ④ファミリー・サポート・センター

＜ファミリー・サポート・センター事業＞

『子育ての手助けが必要な方』と『子育ての手助けができる方』が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てを行う有償ボランティア活動です。

様々な都合で、保護者の方がお子さんをみるできないときに、援助します。

窓口で事前の会員登録が必要です。

＜産後サポーター事業＞

産後の家事や育児のお手伝いをする有償ボランティア活動です。窓口で事前に利用申請が必要です。

問合せ先 豊島区ファミリー・サポート・センター事務局 03-3981-2146



## ⑤短期特例保育

保護者が出産や病気での入院、または看護を要する家族がいる等の緊急な理由で、一時的に、お子さんの保育が必要なときに、同年齢クラスに欠員のある場合のみ、認可保育園で保育する事業です。

保育期間は1回につき1か月の範囲内です（ただし、月をまたいでの利用ができません）。  
欠員状況については、ホームページをご参照ください（欠員があっても保育できない場合があります）。

＜対象児童＞ 豊島区に住所のある（注1）、生後8週経過児（注2）から小学校就学前の健康で特別な配慮が必要のない、集団保育が可能な児童。

＜利用理由＞ 保護者が次の理由で、緊急に保育を必要とするときに利用できます。

- ①保護者が病気、出産等で入院するとき。
- ②保護者が自宅療養や通院（週3日以上通院し、1日4時間以上を要する場合）するとき。
- ③家族の入院・自宅療養のため、保護者が看護にあたる時。
- ④保護者が葬儀を主催または出席するとき。
- ⑤保護者が死亡、行方不明等で不在の時。
- ⑥保護者が災害等により復旧作業に従事するとき。

＜保育時間＞ 基本保育時間 午前8時30分～午後5時（月～金曜日）  
※必要な場合は、各施設の基本保育時間まで。更に延長希望する場合は、午後7時15分まで利用できる施設もあります。基本保育時間を超える場合は、年齢に条件があります。

＜保育料＞ 児童1名につき 基本保育料 日額 2,000円 延長保育料 1時間 400円  
※世帯の住民税課税状況等により利用料免除の制度があります（里帰り出産による利用を除く）。

注1）里帰り出産に伴い保育を利用する場合は、里帰り先が豊島区にあれば区外住所の方も利用できます。

注2）生後4ヶ月経過児からの保育園もあります。

注3）地域型保育事業では、短期特例保育を実施していません。

問合せ先 保育課入園グループ 03-3981-2140

## ⑥訪問型病児保育利用料助成制度

お子さんが病気やケガをして登園できない時に、民間のベビーシッター事業者等（※注）が実施する居宅訪問型病児保育を利用した際の利用料の一部を助成する事業です。

＜対象児童＞

豊島区内に住所を有し、かつ、下記のいずれかに該当しているお子さん

1. 認可保育施設（地域型保育事業を含む）に在籍している。
2. 豊島区千早臨時保育所に在籍している。
3. 東京都認証保育所に在籍し、子ども・子育て支援制度の支給認定を受けている。
4. 東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍している。
5. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用している。
6. 認定こども園に在籍し、子ども・子育て支援制度の支給認定の2号認定を受けている。  
または、預かり保育を月10日以上利用している。
7. その他、区長が特に認められたもの。

※いずれも、居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日間以内に、医療機関を受診していることが必要です。

＜助成内容＞

助成額 利用時間×1,000円

限度額 児童1人当たり 1日12,000円 年間（年度単位）48,000円

（※注）助成対象となる民間ベビーシッター事業者等の範囲は、区ホームページの事業者案内にてご確認ください。利用に際し、事前登録を必要とする事業者もあります。

＜助成までの主な流れ＞

（1）居宅訪問型病児保育のサービスを受け、ベビーシッター事業者等に利用料を支払う。

（2）豊島区保育課に、以下の書類をそろえて助成金交付の申請をする。

必要書類	① 訪問型病児保育利用料助成金交付申請書（所定様式） ② 請求書兼口座振替依頼書（所定様式） ③ サービスの利用に係る領収書及び利用明細書の写し ④ 医療機関を受診したことが分かるもの（例：診療明細書、レシート、処方箋などの写し）
------	--

（郵送提出可。①と②の用紙は、区ホームページよりダウンロードできます。）

（3）出された申請書類等を審査した後、「交付決定通知」または「不交付決定通知」が送付され、交付決定者の指定口座に助成金が振り込まれる。

※詳細案内は、区ホームページをご覧ください。

問合せ先 保育課民間保育運営グループ 03-3981-1823

## 20. よくあるご質問

### <申込み・施設に関すること>

Q. 保育施設の入園について、申込み前に、事前の相談はできますか？

A. 窓口と電話にてお受けしております。窓口の場合は、本庁舎4階保育課の窓口へ直接お越しください。電話の場合は、表紙記載の保育課入園グループの直通番号までおかけください。ご相談内容によってはすぐに回答ができないこともありますので、予めご了承ください。（回答にお時間を頂く場合もあります。）

Q. 認可保育施設の入園申込みのためには、どのような書類を準備すればいいですか？

A. 保育を必要とする理由によって、必要な書類が変わります。詳しくは15～17ページをご覧ください。なお、必要書類の用紙は、区ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。（ホーム>子育て・教育>子育て>保育園>申請書ダウンロード）

Q. 入園申込みの締め切りはいつですか？

A. 平成30年4月入園申込みの締切については10ページ、平成30年5月以降の入園申込みの締切については、11ページをご覧ください。

Q. 認可保育施設と、認可外保育施設の違いは何ですか？

A. 認可保育施設とは、国が定めた設置基準（設備・職員数・防災管理等）を満たした保育施設で、都道府県知事が認可した施設です。（地域型保育事業は、豊島区長が認可した事業です。）入園申込みをするには、市区町村に申込み書類を提出する必要があります。保育料は、住民税額によって算定します。認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設です。入園申込みは、直接各施設に行います。保育料は施設が定めます。東京都認証保育所も認可外保育施設に含まれます。（参考）

認可保育施設	認可外保育施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>区立認可保育園</li> <li>私立認可保育園</li> <li>地域型保育事業</li> </ul> ⇒①区役所へ入園の申請 ②保育料は住民税を基に算定 （どの認可保育施設に入っても基本保育料は同じ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都認証保育所</li> <li>その他認可されていない保育施設</li> </ul> ⇒①直接各施設へ入園申請 ②保育料は施設が決定 ③東京都認証保育所の保育料には負担軽減補助制度がある （31ページ参照）

※豊島区千早臨時保育所は、豊島区が運営する待機児童対策施設で、認可外保育施設です。設置基準は、東京都認証保育所に準じています。但し入園申請は、施設ではなく、認可保育施設と同様に豊島区に行います。

※区内認可外保育施設の一覧は、区ホームページをご覧ください。

（ホーム>子育て・教育>子育て>保育園>東京都に届け出ている認可外保育施設（ベビーホテル等））

※認可外保育施設の情報については、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

Q. 1度入園申込みをして入園できず保留になった後は、毎月申込みが必要ですか？

A. 申込書の有効期間は、申込書類をご提出された日の選考対象月から、6か月間となります。最初の希望月で入園できなかった場合のみ保留通知を送付いたします。保留通知には申込書の有効期間が記載されており、その期間中は入園内定が出た場合にお電話にて連絡いたします。

Q. 申請をした後、希望園を変更することはできますか？

A. 希望園を反映させたい月の入園申込み締切日までに、「希望園変更届」をご記入いただき、ご提出いただければ変更可能です。

Q. 入園希望月に入園できなかった場合、育児休業期間を延長し入園を待ちます。延長手続きに必要な保留通知書は発行してもらえますか？

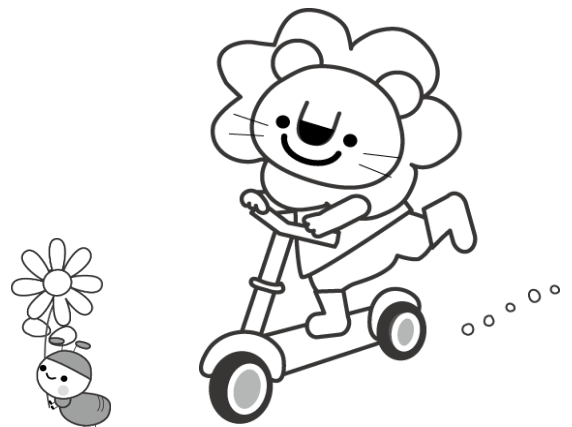
A. 保留通知書は入園ができなかった方に申込有効期間中最初の選考の後、1度だけ郵送しています。申込有効期限内で入園できなかった証明書が必要な方は『保育園の入所申込みに関する証明書依頼書』（申請書は豊島区ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し保育課入園グループまで提出してください。なお、保育園入園申込みが有効でない期間は発行できません。育児休業期間を延長する予定の方は入園申込み締切日を確認し、必要な手続きをしてください。

## <利用調整（選考）に関すること>

Q. 入園する人はどのように決まるのですか？
A. 提出書類を基に、各世帯の保育の必要な状況に応じて優先順位をつけ、指数及び優先順位が高い方から順に入園となります。詳しくは18～20ページをご覧ください。先着順や抽選によって決まることはありません。
Q. 希望園の順番によって、優先順位は変わりますか？1園のみの希望は有利になりますか？
A. 豊島区の利用調整は、希望保育施設ごとに行うため、希望園の順番による有利・不利はありません。また、「1園のみの希望の方が有利」、「希望園の多い方が優先度が高い」ということもありません。入園後の送迎を考慮し、通える範囲で、通いたい順番にご記入ください。
Q. 入園後、時短勤務（育児短時間勤務）で復職予定です。指数は変わりますか？
A. 就労の指数は、基本の契約時間を基に決定します。よって、最低就労基準以上（月12日以上、月48時間以上、月収43,000円以上）の時短勤務を取得し、時短勤務利用により基本の契約時間が変わらない場合は、指数に影響はありません。
Q. 申込み後に就労状況などの申込み内容に変更があった場合、連絡や書類の提出は必要ですか？
A. 家庭状況や就労状況に変更がある場合は、必ずご連絡をいただき、必要書類をご提出ください。（15～17ページ参照）申込内容に変更があると、利用調整（選考）に影響が出る場合があります。なお、入園内定後に申込時と内容が変更されていた事実が判明した場合、再度利用調整を行い、その結果、内定が取り消しとなることがありますので、ご注意ください。
Q. 各施設の申込者数や、入園者の最低指数を知りたいです。
A. 4月入園の申込者数・最低指数は、区ホームページにて公表しておりますので、ご覧ください。なお、5月～翌年3月の年度途中の入園については、公表しておりません。（ホーム>子育て・教育>子育て>保育園>入園手続>平成29年4月入園申込み状況・平成29年4月入園内定指数）
Q. 必要書類が締切までに間に合いません。後日、提出できますか？
A. 申込み締切日時点で提出されている書類を基に、指数を決定し利用調整（選考）を行います。締切日時点で不足書類がある場合、本来の指数より低く決定されるなど、選考上不利になる場合があります。

## <入園後の生活に関すること>

Q. 保育料はどのように決まりますか？
A. 各世帯の特別区民税所得割額を基に算定します。特別区民税所得割額については、住民税額決定通知書や課税証明書に記載がありますので、そちらでご確認ください。なお、住宅借入金等特別控除や寄付金税額控除等の適用がある場合は、控除適用前の税額にて算定します。また、保護者の方の収入が生活保護基準額以下で、同居の祖父母等がいる場合には、同居者の収入を基に保育料を算定します。
Q. 保育時間はどのように決まりますか？
A. 各世帯の状況に応じて、豊島区が「標準時間認定」もしくは「短時間認定」の認定を行います。（詳しくは5・7ページをご覧ください。）それぞれの認定で示された時間は利用可能な最大の時間であり、実際お預かりする時間（保育時間）は、ご家庭で保育が困難となる時間に限られます。保育の必要性の認定を就労理由で受けた方は保護者の勤務時間と通勤時間を基に、また就労以外の事由で認定を受けた方は、実際に保育が困難となる時間を客観的に判断し、施設長が決定します。



## 21. 豊島区保育施設一覧

豊島区では保育施設を順次開設します。詳細はホームページをご参照ください。

- 認可保育園、地域型保育事業について、申込み方法・保育料の決め方に違いはありません。
- 0歳児保育は、6週経過児⇒入所開始日に生後44日目になっているお子さんから、8週経過児⇒入所開始日に生後58日目になっているお子さんからお預かりできます。  
(「生後」とは誕生日を含みます)
- 地域型保育事業では、基本保育時間が11時間と11時間未満の施設があります。申込みの際はご注意ください。
- 小規模保育事業は、A型・B型・C型があります。詳細はホームページにてご確認ください。
- (社福)とは社会福祉法人、(特非)とは特定非営利活動法人(NPO法人)、(株)とは株式会社のことです。
- 年齢別の数は定員であり募集人員ではありません。5月入園からは欠員補充の募集になります。また、定員は今後変更される可能性があります。
- 年齢制限のある地域型保育事業の卒園児(2歳児クラス)が認可保育園(公立・私立)の3歳児クラスに転園するための受入定員は、下表「認可保育園」3歳児定員とは別に設定しています。
- 新規開設園を希望する場合は、入園申込み時に、開設時期が変更となった場合の対応についての「確認書」を提出してください。
- 【新設】の認可保育施設の運営予定事業者連絡先(電話番号)については、区ホームページをご確認ください。
- 0歳児・1歳児クラスでは、混合保育を行う保育園もあります。

- ※1 西池袋第二保育園・池袋第五保育園において、給食調理業務委託の実施予定です。また、順次区立保育園にて給食調理業務委託を実施予定です。  
 ※2 巣鴨第一保育園・東池袋第二保育園・目白第二保育園・南長崎第一保育園・長崎保育園・要町保育園・高松第二保育園・アンソレイユ保育園・西池袋そらいろ保育園  
 において、今後、園舎の改修を予定しています。(27ページ参照)  
 ※3 駒込第二保育園・池袋第三保育園・東池袋第一保育園については、平成30年度以降、民営化にかかる準備を予定しています。(28ページ参照)

### 【保育所(認可保育園)】

(平成30年4月1日)

	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育		所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公設 公営 (区立)	1 駒込第一保育園	豊島区	8週経過児	7時15分～18時15分 ※生後8か月までは 8時30分～17時00分	19時15分	各園20名 ※ 20時までの実 施園について 上記定員のうち 19時15分以降 の受入は 定員10名	駒込 7-7-22	03-3917-0644	108	12	18	19	19	20	20	
	2 駒込第二保育園 ※3		8週経過児		19時15分		駒込 5-1-3	03-3949-9152	101	11	14	17	17	21	21	
	3 巣鴨第一保育園 ※2		8週経過児		19時15分		巣鴨 3-15-20	03-3910-8900	106	12	18	18	18	20	20	
	4 西巣鴨第三保育園		8週経過児		20時00分		西巣鴨 1-2-14	03-3940-2341	114	12	18	18	18	24	24	
	5 東池袋第一保育園 ※3		4ヶ月経過児		20時00分		東池袋 2-60-19	03-3987-4621	119	14	19	20	20	23	23	
	6 東池袋第二保育園 ※2		8週経過児		19時15分		東池袋 2-34-1	03-3988-3570	101	10	15	18	18	20	20	
	7 西池袋第二保育園 ※1		4ヶ月経過児		19時15分		西池袋 4-22-18	03-3957-7521	97	8	15	17	17	20	20	
	8 池袋第一保育園		8週経過児		19時15分		上池袋 3-39-11	03-3916-8568	111	12	16	19	19	22	23	
	9 池袋第二保育園		8週経過児		19時15分		池袋本町 3-4-5	03-3987-4648	101	9	14	17	17	22	22	
	10 池袋第三保育園 ※3		8週経過児		20時00分		池袋 3-58-15	03-3986-4006	107	10	18	18	18	21	22	
	11 池袋第五保育園 ※1		8週経過児		19時15分		池袋 3-26-22	03-3987-4653	113	13	17	20	20	21	22	
	12 高南保育園		8週経過児		19時15分		高田 1-24-14	03-3987-6845	92	9	13	16	16	18	20	
	13 目白第一保育園		8週経過児		19時15分		目白 5-18-2	03-3953-2293	101	9	16	19	19	19	19	
	14 目白第二保育園 ※2		8週経過児		19時15分		目白 2-23-9	03-3986-6261	102	12	17	17	17	18	21	
	15 南長崎第一保育園 ※2		8週経過児		19時15分		南長崎 5-23-7	03-3952-6375	103	11	14	18	18	20	22	
	16 南長崎第二保育園		8週経過児		19時15分		南長崎 2-3-21	03-3952-4761	96	9	15	16	16	20	20	
	17 長崎保育園 ※2		8週経過児		19時15分		長崎 3-7-7	03-3955-6171	104	12	16	18	18	20	20	
	18 要町保育園 ※2		8週経過児		19時15分		要町 3-17-11	03-3955-6141	102	14	15	16	16	20	21	
	19 高松第二保育園 ※2		8週経過児		19時15分		高松 1-7-13	03-3955-8421	101	10	15	18	18	20	20	
民公 営設	20 駒込第三保育園	(社福)豊島区 社会福祉事業団	8週経過児	7時15分～18時15分 ※生後8か月までは 8時30分～17時00分	20時00分	(24)	駒込 2-2-3	03-3915-8677	109	9	15	19	21	22	23	
	21 南大塚保育園		8週経過児		20時00分	(20)	南大塚 2-36-3	03-3946-7688	106	12	14	18	20	21	21	
									計	2194	230	332	376	380	432	444

【平成29年12月4日訂正】

		保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育		所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
民設 民営 (私立)	22	日生駒込駅前保育園ひびき	(株)日本生科学研究所	8週経過児	7時15分～18時15分	20時15分	(10)	駒込 1-28-16 本澤ビル2階、3階	03-6912-1407	35	5	15	15			
	23	コンビプラザ駒込ちどり保育園	コンビウイズ(株)	8週経過児		20時15分	(20)	駒込 3-3-19 東京千鳥屋ビル 2階、3階	03-6903-6531	80	6	12	14	16	32	
	24	こまごめさくらさくほいくえん	(株)ブロッサム	8週経過児		20時15分	(10)	駒込 3-21-4	03-5980-9379	63	6	10	11	12	24	
	25	太陽の子巣鴨駅前保育園	HITOWAキッズライフ(株)	8週経過児		20時15分	(30)	巣鴨 1-14-8 中野ビル2階、3階	03-5981-7840	70	6	10	12	12	30	
	26	ういず巣鴨駅前保育園	(株)WITH	8週経過児		20時15分	(10)	巣鴨 3-23-12	03-5980-7085	60	6	10	11	11	22	
	27	西巣鴨さくらそう保育園	(社福)豊島区 社会福祉事業団	8週経過児		20時15分	(30)	西巣鴨 1-1-13	03-5907-5110	142	20	22	24	24	52	
	28	【新設】(仮称) おはよう保育園 西巣鴨	東京建物キッズ(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	西巣鴨 1-22-8	未定	49	6	10	11	11	11	
	29	西巣鴨・学びの保育園	(社福)育木会	8週経過児		19時15分	(20)	西巣鴨 4-13-5 朝日シティパリオ 西巣鴨2階	03-6903-7233	73	6	10	12	18	27	
	30	グローバルキッズ西巣鴨園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	西巣鴨 4-20-4 ヴェルテラスすずき1階	03-3576-0666	34	8	13	13			
	31	アンソレイユ保育園 ※2	(社福)みどりの森	8週経過児		20時15分	(30)	北大塚 3-12-12	03-6903-7410	105	9	15	18	21	42	
	32	東進ポップキッズ 大塚キャンパス	(社福)東進	—		20時15分	(20)	北大塚 3-31-3 スプリングヒルズ	03-5974-2525	70		10	12	16	32	
	33	若草保育園	(社福)若草保育園	6週経過児		19時15分	(30)	南大塚 1-10-3	03-3945-6372	160	20	30	30	30	50	
	34	キッズガーデン南大塚	(株)Kids Smile Project	8週経過児		20時15分	(12)	南大塚 3-20-6 VORT大塚FT3階	03-5927-8435	60	6	10	11	11	22	
	35	大塚りとるぱんぷきんず	(社福)清香会	8週経過児		20時15分	(30)	南大塚 3-33-1 JR大塚 南口ビル5階	03-5928-0837	60	6	9	10	11	24	
	36	まちの保育園 東池袋	(社福)毛里田睦会	8週経過児		19時15分	(定員なし)	東池袋 2-6-2 ロイヤルアネックス1階	03-6915-2773	40	6	8	8	9	9	
	37	あい・あい保育園 東池袋園	(株)global bridge	3ヶ月経過児		19時15分	(定員なし)	東池袋 3-22-17 東池袋セントラル プレイス1階	03-5927-9024	60	6	10	11	11	22	
	38	グローバルキッズ東池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	南池袋 2-45-3 としま エコミュセ'タウン2階	03-3983-2557	60	6	10	11	11	22	
	39	同援さくら保育園	(社福)恩賜財団 東京都同胞援護会	6週経過児		22時15分	(定員なし)	南池袋 3-7-8	03-5957-7510	108	12	18	18	20	40	
	40	【新設】(仮称) グローバルキッズ 池袋駅前保育園	(株)グローバルキッズ	—		19時15分	(定員なし)	西池袋 1-17-1 東京都豊島 合同庁舎1階	未定	20		10	10			
	41	グローバルキッズ西池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		20時15分	(定員なし)	西池袋 2-19-5 ラクレージュ目白	03-5956-0660	137	9	20	24	28	56	
42	西池袋そらいろ保育園 ※2	(社福)みつばち会	6週経過児	20時15分	(20)	西池袋 2-25-20	03-3988-4210	95	9	17	17	17	35			
43	いけぶくろこころ保育園	(社福)こころ福祉会	8週経過児	19時15分	(10)	池袋 1-13-18 イマス池袋ビル3階	03-5904-9471	40	12	12	6	6	4			
44	わくわく保育園	(社福)泉湧く家	—	19時15分	(7)	池袋 4-10-2	03-6912-7091	35		7	7	7	14			
45	グローバルキッズ北池袋園	(株)グローバルキッズ	8週経過児	20時15分	(定員なし)	池袋本町 1-26-5	03-3982-1188	99	6	15	18	20	40			

【平成29年11月30日訂正】

	保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育		所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
民設民営 (私立)	46	太陽の子 池袋本町保育園	HITOWAキッズライフ(株)	8週経過児	7時15分～18時15分	20時15分	(定員なし)	池袋本町 1-31-2	03-5960-7600	40	3	10	12	15		
	47	みのり保育園	(社福)みのり愛の会	8週経過児		19時15分	(20)	池袋本町 3-29-9	03-3983-2396	60	6	11	11	11	21	
	48	アスク池袋本町保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児		20時15分	(定員なし)	池袋本町 3-34-17	03-5956-2311	49	6	10	11	11	11	
	49	めぐみ保育園	(社福)みのり愛の会	6週経過児		20時15分	(20)	池袋本町 4-1-14	03-5944-9791	98	12	13	17	18	38	
	50	雑司が谷保育園	(社福)桜ヶ丘	8週経過児		19時15分	(20)	雑司が谷 1-22-5	03-5954-4770	99	10	17	17	18	37	
	51	グローバルキッズ雑司が谷園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	雑司が谷 3-8-5	03-5951-0088	75	6	12	12	15	30	
	52	【新設】(仮称)目白ちとせ保育園	(社福)ちとせ交友会	8週経過児		19時15分	(12)	高田 3-36(号未定)	未定	41	6	8	9	9	9	
	53	【新設】(仮称)グローバルキッズ椎名町園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	目白 5-18(号未定)	未定	57	6	12	13	13	13	
	54	【新設】(仮称)おはよう保育園 椎名町	東京建物キッズ(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	南長崎 2-3(号未定)	未定	49	6	10	11	11	11	
	55	椎名町ひまわり保育園	(社福)育和会	6週経過児		19時15分	(20)	南長崎 3-35-8	03-3951-4009	60	10	10	10	10	20	
	56	【新設】(仮称)にじいろ保育園落合南長崎	ライクアカデミー(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	南長崎 4-18-4	未定	58	6	10	12	15	15	
	57	グローバルキッズ東長崎園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		20時15分	(定員なし)	南長崎 4-44-4	03-5983-0707	76	7	10	12	15	32	
	58	まなびの森保育園 東長崎	(株)こどもの森	8週経過児		20時15分	(定員なし)	南長崎 5-20-17	03-3950-1121	56	6	10	12	14	14	
	59	【新設】(仮称)椎名町ちとせ保育園	(社福)ちとせ交友会	8週経過児		19時15分	(15)	長崎 1-1(号未定)	未定	50	9	10	10	10	11	
	60	【平成29年12月開設】(仮称)ゆらりん椎名町保育園	ライフサポート(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	長崎 1-10-8 ネクストワン椎名町1階	03-6909-3577	49	6	10	11	11	11	
	61	アスク長崎一丁目保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児		19時15分	(定員なし)	長崎 1-19-14	03-5917-4850	50	6	10	11	11	12	
	62	愛の家保育園	(社福)愛の家	4ヶ月経過児		19時15分	(20)	長崎 4-11-3	03-3957-2801	70	6	9	12	15	28	
	63	【新設】(仮称)にじいろ保育園千早	ライクアカデミー(株)	8週経過児		19時15分	(定員なし)	千早 1-6(号未定)1階、2階	未定	49	6	10	11	11	11	
	64	しいの実保育園	(社福)育和会	6週経過児		22時15分	(30)	千早 1-31-5	03-3554-4103	110	12	18	20	20	40	
	65	千早子どもの家保育園	(社福)千早子どもの家	6週経過児		19時15分	(20)	千早 3-37-14	03-3955-7028	60	9	10	12	12	17	
	66	【新設】(仮称)グローバルキッズ千早園	(株)グローバルキッズ	8週経過児		19時15分	(定員なし)	千早 3-45-11	未定	38	6	16	16			
	67	あい・あい保育園 要町園	(株)global bridge	3ヶ月経過児		19時15分	(20)	要町 1-8-11 2階	03-5926-9001	83	6	12	14	20	31	
	68	太陽の子 要町保育園	HITOWAキッズライフ(株)	8週経過児		20時15分	(定員なし)	要町 1-9-1 彌栄ビル I 3階	03-6909-5433	56	6	10	10	10	20	
69	【新設】(仮称)キッズガーデン要町	(株)Kids Smile Project	8週経過児	19時15分	(12)	要町 1-25(号未定)	未定	58	6	10	12	15	15			
70	【新設】(仮称)アスク千川駅前保育園	(株)日本保育サービス	8週経過児	19時15分	(定員なし)	要町 3-22-10 星野館ビル1階	未定	30	6	12	12					
71	せんかわみんなの家	(社福)つばさ福祉会	8週経過児	20時15分	(30)	要町 3-54-8	03-3530-5735	110	12	18	19	21	40			
72	SAKURA保育園千川	(社福)慈光明徳会	8週経過児	19時15分	(定員なし)	千川 2-30-2	03-5926-7403	50	6	10	10	12	12			
計									3,436	368	621	673	665	1,109		



<その他平成30年4月新規開設予定>

		保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	18時15分以降の延長保育		所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
私立	*	【新設】(仮称) 大空と大地のなーさりい 南大塚園	(株)キッズ コーポレーション	8週経過児	7時15分～18時15分	19時15分	(定員なし)	南大塚 2-26-15 南大塚ビル2階	未定	56	9	10	11	13	13	
計										56	9	10	11	13	13	

【地域型保育事業】

(平成29年10月1日)

		保育園名	運営法人	0歳児保育	基本保育時間	開設時間	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	土曜保育	給食
小規模 保育事業 A型	1	このえ駒込小規模保育園	(株)なないろ	8週経過児	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	駒込 3-3-16 サンハイツ駒込1階	03-5972-4990	19	3	16	有	給食	
	2	ドリームキッズ すがも保育園	(株)DK	8週経過児			巣鴨 3-22-11 ペリエステ巣鴨 1階	03-5980-7651	12	2	10			
	3	おうち保育園すがも	(特非)フローレンス	8週経過児			巣鴨 5-23-8 ソジェ巣鴨 1階	03-5972-1224	12	4	8			
	4	つくし保育園	(特非) つくしんぼ保育所	8週経過児			北大塚 2-9-10 ペイ・アルファ 北大塚1階	03-3917-0088	12	0	12			
	5	おうち保育園おおつか	(特非)フローレンス	8週経過児			南大塚 3-32-1 大塚S&Sビル 1階 101号	03-6912-9960	12	4	8			
	6	南大塚早樹保育園	(株)日本チャイルド サポート	8週経過児			南大塚 3-41-10 上の台レジデンス 1階	03-5927-9006	16	5	11			
	7	ドリームキッズ かみいけ保育園	(有)COCO	8週経過児			上池袋 2-9-8 野本ビル1階	03-6903-4674	17	4	13			
	8	森のなかま保育園 東池袋ルーム	シンリツ(株)	8週経過児			東池袋 3-23-8	03-5956-1023	18	4	14			
	9	ドリームキッズ にし池袋保育園	(有)COCO	8週経過児			西池袋 5-17-11 ルート西池袋ビル 1階	03-6907-3998	19	6	13			
	10	やまのみ池袋保育園	(社福)優和会	8週経過児			西池袋 5-26-16	03-6905-8730	19	6	13			
	11	このえ池袋二丁目 小規模保育園	(株)なないろ	8週経過児			池袋 2-15-2 武蔵屋第2ビル 1階	03-6907-1647	11	3	8			
	12	イルカ保育園	聖華(株)	8週経過児			池袋 2-35-5 ウチダビル2階	03-5391-3818	19	8	11			
	13	Kid's Patio いけぶくろ園	(株)かえで	8週経過児			池袋 4-2-11 CTビル1階	03-6912-9105	11	3	8			
	14	ソーラナ池袋保育園	(社福)フィロス	8週経過児			池袋本町 1-45-19	03-6914-3914	14	3	11			
	15	ちとせ保育園	(特非)あゆみの会	5ヶ月経過児	7時15分～18時15分		雑司が谷 2-10-7 ビレッジY1階	03-3971-0972	12	2	10	無		
	16	ソーラナ目白	(社福)フィロス	8週経過児	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	目白 5-25-6 コイワイビル1階	03-3565-6270	18	4	14	有		
	17	おうち保育園南ながさき	(特非)フローレンス	8週経過児			南長崎 3-16-17 青木ビル1階	03-6908-3688	12	1	11			
	18	森のなかま保育園 東長崎ルーム	シンリツ(株)	8週経過児			南長崎 4-24-4	03-5988-4503	18	2	16			

		保育園名	運営法人	0歳児保育		基本保育時間	開設時間		所在地	電話	定員	0歳			1歳	2歳	土曜保育	給食
				0歳児保育	1歳児保育		0歳	1歳				2歳						
小規模保育事業B型	19	巣鴨らるスマート保育所	(株)日本デイケアセンター	4ヶ月経過児		7時15分～18時15分	7時15分～19時15分		巣鴨 4-34-6	03-6903-5321	12	3	9	有		有	給食	
	20	東池袋早樹保育園	(株)日本チャイルドサポート	8週経過児					東池袋 2-13-7 東急トエル・アルス大塚台1階	03-6907-3547	11	2	9					
	21	目白らるスマート保育所	(株)日本デイケアセンター	4ヶ月経過児					高田 3-20-1 斉藤ビル1階	03-6907-1791	14	4	10					
小規模保育事業C型	22	北大塚すくすくルーム	新井雅喜・小林英美・力石順子・朝日久美子	6週経過児	8時00分～18時00分	10H	8時00分～18時00分		北大塚 3-18-19	03-3910-8533	9	3	6	無	有	給食		
	23	子ごころ園 西池袋	(特非)日本チャイルドマインダー協会	6週経過児	7時30分～18時30分	11H	7時30分～19時00分		西池袋 5-15-7 ソシ西池袋204号	03-6907-0811	9	3	6	有				
	24	長崎すくすくルーム104	(株)キッズ・アルカディア	8週経過児	8時30分～18時00分	9.5H	8時30分～18時00分		長崎 5-9-15 ヘルメゾン長崎104号	03-6905-8492	9	3	6	有			給食	
	25	長崎すくすくナーサリー	長崎すくすくナーサリー合同会社	4ヶ月経過児					長崎 5-9-15 ヘルメゾン長崎105号	03-3974-3335	8	1	7	無				
家庭的保育事業	26	高田チャイルドルーム	吉本きよみ	4ヶ月経過児	8時30分～18時00分	9.5H	8時30分～18時00分		高田 3-7-13	090-1777-8337	5	5		無	給食			
	27	ミミハウス	三上朋子	6週経過児					目白 4-14-1	090-4820-6172	2	2						
	28	要町ひよこ保育室	深澤恵津子	6週経過児					千早 1-22-8	03-4405-7361	3	3						
所内業	29	メディアママ保育園	(株)EPファーマライン	6ヶ月経過児	8時00分～19時00分	11H	8時00分～19時00分		西池袋 5-1-3 外ロソテ西池袋2階	03-6914-0501	7	1	3	3	無	給食		

【居宅訪問型保育事業】 ※下記以外にも運営法人の追加を検討中です。

		園名	運営法人	0歳児保育		基本保育時間	延長保育時間		所在地	電話	土曜保育	給食
				0歳児保育	1歳児保育		延長保育時間	延長保育時間				
居宅	1	障害児訪問型保育アニー	(特非)フローレンス	1歳経過児		8時～18時のうち最長8時間	—		利用者自宅	03-5275-1161	有	保護者が用意
	2	ポピンズナニーサービス(待機児童対策事業)	(株)ポピンズ	6週経過児		7時15分～18時15分	20時15分		利用者自宅	03-3447-2292	有	保護者が用意

【待機児童対策施設】

		保育園名	運営法人	0歳児保育		基本保育時間	延長保育(定員等)		所在地	電話	定員	0歳			1歳	2歳	3歳	給食
				0歳児保育	1歳児保育		0歳	1歳				2歳						
臨時	1	豊島区千早臨時保育所	(社福)幸会	8週経過児		7時15分～18時15分	19時15分	30名	千早 1-12-7	03-5926-3970	60	9	18	18	15		給食	

【認定こども園】 ※保育を必要とする場合

		園名	運営法人	0歳児保育		基本保育時間	教育時間		所在地	電話	定員	0歳					3歳	4歳	5歳
				0歳児保育	1歳児保育		0歳	1歳				2歳	3歳	4歳	5歳				
園幼型稚	1	要町幼稚園	(宗)日本基督教団要町教会	—		8時00分～19時00分	9時00分～14時00分		要町 1-43-15	03-3957-6450	10	/	/	/	3	3	4		

## (参考) 地域型保育事業の卒園後の受け入れ連携施設の設定

【巻末資料】

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)により、豊島区では、地域型保育事業等を卒園後も安心して保育を受けられるよう、卒園施設周辺の認可保育園のご協力のもと連携施設を定め、受入先として優先的に入園できる定員枠を調整しています。
  - 卒園前に転園申請書を提出いただくことにより、転園希望先の確認をします。転園希望先は連携園に限定されるものではありません。地域型保育事業等の最終学年に在籍されており、卒園後も豊島区の認可保育園の利用を希望される方は、4月入園申請締切日(平成30年4月入園の場合は12月8日)までに転園申請の手続きをお願いします。
- ※平成30年度以降新規園の開設等により、年度中に連携施設の変更があることがありますが、受入数は確保します。

	保育園名	卒園児 (最大数)	連携施設	受入数	連携施設	受入数	連携施設	受入数
1	このえ駒込小規模保育園	9	⇒ 駒込第三保育園	2	巣鴨第一保育園	2	コンビプラザ駒込ちどり保育園	2
			⇒ 西巣鴨・学びの保育園	3		-		-
2	ドリームキッズすがも保育園	5	⇒ 駒込第二保育園	5				
3	おうち保育園すがも	6	⇒ 駒込第一保育園	4	西巣鴨・学びの保育園	2		
4	つくし保育園	7	⇒ 西巣鴨第三保育園	5	ういず巣鴨駅前保育園	2		
5	おうち保育園おおつか	4	⇒ 南大塚保育園	2	大塚りとりぱんぶきんず	1	西巣鴨・学びの保育園	1
6	南大塚早樹保育園	6	⇒ 南大塚保育園	2	まちの保育園 東池袋	1	大空と大地のなーさりい南大塚園	3
7	ドリームキッズかみいけ保育園	9	⇒ 池袋第一保育園	5	アンソレイユ保育園	2	グローバルキッズ北池袋園	2
8	森のなかま保育園 東池袋ルーム	6	⇒ 東池袋第二保育園	2	アンソレイユ保育園	1	グローバルキッズ雑司が谷園	3
9	ドリームキッズにし池袋保育園	8	⇒ 西池袋第二保育園	3	要町保育園	3	あい・あい保育園 要町園	2
10	やまのみ池袋保育園	7	⇒ 高松第二保育園	3	グローバルキッズ西池袋園	3	キッズガーデン要町	1
11	このえ池袋二丁目小規模保育園	4	⇒ 池袋第五保育園	2	要町保育園	2		-
12	イルカ保育園	7	⇒ 池袋第三保育園	3	キッズガーデン要町	2	せんかわみんなの家	2
13	Kid's Patio いけぶくろ園	6	⇒ 池袋第三保育園	3	要町保育園	3		
14	ソーナ池袋保育園	6	⇒ 池袋第二保育園	6		-		-
15	ちとせ保育園	5	⇒ 目白第二保育園	5				
16	ソーナ目白	6	⇒ 目白第一保育園	3	長崎保育園	3		
17	おうち保育園南ながさき	5	⇒ 南長崎第二保育園	5		-		
18	森のなかま保育園 東長崎ルーム	6	⇒ まなびの森保育園東長崎	2	南長崎第二保育園	3	南長崎第一保育園	1
19	巣鴨らるスマート保育所	6	⇒ 巣鴨第一保育園	2	東進ポップキッズ 大塚キャンパス	4		
20	東池袋早樹保育園	5	⇒ 東池袋第二保育園	2	若草保育園	3		
21	目白らるスマート保育所	5	⇒ 高南保育園	4	目白ちとせ保育園	1		
22	北大塚すくすくルーム	4	⇒ 東池袋第一保育園	3	西巣鴨第三保育園	1		
23	子ごころ園 西池袋	3	⇒ 西池袋第二保育園	3				
24	長崎すくすくルーム104	3	⇒ 長崎保育園	3				
25	長崎すくすくナーサリー	3	⇒ 南長崎第一保育園	3				
26	高田チャイルドルーム	2	⇒ 高南保育園	2				
27	ミミハウス	2	⇒ 目白第一保育園	2				
28	要町ひよこ保育室	2	⇒ 高松第二保育園	2				
29	メディママ保育園 (※従業員枠を除く)	3	⇒ 池袋第五保育園	2	グローバルキッズ西池袋園	1		



問合せ先 受け入れ連携施設の設定について…保育課民間保育運営グループ 03-3981-1823 ・ 保育課総務総括グループ 03-3981-2019  
 転園申請について…保育課入園グループ 03-3981-2140

